

# 神津島エコツーリズム推進全体構想

神津島エコツーリズム推進協議会

令和5年3月 29 日

## まえがき

神津島には豊かな自然の恵みである美しい海と砂浜、花々が咲き乱れる緑と絶景あふれる天上山、さらに古くから培われてきた歴史、大切に守られてきた伝統や生活文化など豊富な地域資源が存在します。これらの資源は大切に守られながら観光や地域振興にも活用され、多くの来島者に喜んでいただけてきました。さらに近年では星空保護区の認定や星空ガイドの育成など、国内でも注目される取り組みが進められています。

この度、神津村ではこれまでの取り組みを踏まえつつさらに発展させるため、国が推進するエコツーリズム（地域の資源を守りつつ活用する観光のあり方）に取り組むこととし、国が制定した「エコツーリズム推進法」に基づく「エコツーリズム推進全体構想」を関係者の協議を経て作成しました。その基本的な考え方は以下のとおりです。

## 自然を見せる観光から、自然を守る観光へ

### 1. 守る、引き継ぐ

白く輝く砂浜と透き通る海、花々が咲き誇る天上山、豊かな湧水などがきらめく星空に覆われる本島の独特で豊かな自然と、そこに育まれた歴史や文化を守り、次世代に引き継ぐためのエコツーリズムを推進します。

### 2. 伝える、広める

島民視点に加えて来島者の視点で、さらに目に見えるものの背景にある地域の魅力を再発見し続けることで、島民の郷土愛と環境保全意識を醸成し、その郷土愛と環境保全意識が来島者にも伝わるエコツーリズムを推進します。

### 3. 自立・持続し、還元する

上記の本島ならではの資源・魅力である各種資源や人材など「地域にあるもの」を保全しつつ効果的に活用することで自立した持続的なエコツーリズムを推進し、環境保全と島民の豊かな暮らしへと還元し続けていきます。

現在の構想は村として作成したのですが、現在国による認定を目指した内容の磨き上げを進めており、さらに島の未来に貢献できるものとなる予定です。認定後は島民の皆様とともにさらなる地域の未来のために取り組む所存です。何卒皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 目次

<b>1. エコツーリズムを推進する地域</b> .....	<b>1</b>
<b>(1) 推進の目的及び方針</b> .....	<b>1</b>
1) エコツーリズムとは.....	1
2) 推進の背景と目的 .....	3
3) 推進にあたっての現状と課題.....	7
4) 神津島エコツーリズム推進の基本方針.....	10
<b>(2) 推進する地域</b> .....	<b>11</b>
1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方.....	11
<b>2. 対象となる自然観光資源</b> .....	<b>12</b>
(1) 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など .....	12
1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源.....	12
2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源.....	21
(2) その他の観光資源の名称と所在地など .....	22
<b>3. エコツーリズムの実施の方法</b> .....	<b>26</b>
(1) ルール .....	26
1) ルールによって保護・向上する対象 .....	26
2) ルールの内容及び設定理由 .....	26
3) ルールを適用する区域.....	31
4) ルールの運用にあたっての実行性の確保.....	31
(2) ガイダンス及びプログラム .....	31
1) 主なガイダンス及びプログラム(エコツアー)の内容 .....	32
2) 実施される場所 .....	33
3) プログラムの実施主体 .....	33
(3) モニタリング及び評価 .....	33
1) モニタリングの対象と方法 .....	33
2) モニタリングにあたっての各主体の役割 .....	34
3) 評価の方法 .....	34
4) 専門家や研究者などの関与の方法 .....	35
5) モニタリング及び評価の結果の反映方法.....	35
(4) その他.....	35
1) 主な情報提供の方法 .....	35
2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法.....	36
3) 島民参加の推進との連携.....	36

4) 新規参入事業者等への対応 .....	37
<b>4. 自然観光資源の保護及び育成 .....</b>	<b>38</b>
(1) 特定自然観光資源 .....	38
(2) その他の自然観光資源 .....	38
1) 自然観光資源の保護及び育成の方法 .....	38
2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画など .....	38
(3) 関係する計画や制度等 .....	39
<b>5. 協議会の参加主体 .....</b>	<b>41</b>
(1) 協議会に参加する者の 所属及び 氏名、その役割分担 .....	41
<b>6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項 .....</b>	<b>42</b>
(1) 環境教育の場としての活用と普及 .....	42
1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点 .....	42
2) 地域住民に対する普及啓発の方法 .....	42
(2) 他の法令や計画等との関係及び整合 .....	42
1) 関係法令(自然観光資源に関する主な法令以外のもの) .....	43
2) 関連する主な計画や制度等 .....	43
(3) 農林水産業や土地の所有者との連携及び調和 .....	44
(4) 地域の生活や習わしへの配慮 .....	44
(5) 安全管理 .....	44
(6) 全体構想の公表 .....	44
(7) 全体構想の見直し .....	45
<b>付録 .....</b>	<b>i</b>
1. 自然観光資源一覧表 .....	i
2. 自然観光資源等位置図 .....	ii
3. チラシ「神津島で手鈿遊漁を楽しむ皆様へ」 .....	iii
4. 国立公園における自然体験コンテンツガイドライン(Ver2.0)(令和4(2022)年10月) .....	iv
5. 「富士箱根伊豆国立公園 伊豆諸島を楽しむ旅の心得」(令和5年3月) .....	vi
6. 「神津島での滞在ルールについて」(令和4(2022)年版) .....	viii
7. ルールのチェックリスト .....	ix
8. 神津島エコツーリズム推進協議会設置要綱 .....	xi

# 1. エコツーリズムを推進する地域

## (1) 推進の目的及び方針

### 1) エコツーリズムとは

本エコツーリズム推進全体構想の策定にあたり、まずエコツーリズムについて概観する。

エコツーリズムとは、「地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光旅行者に伝えることにより、その価値や大切さを理解してもらい、環境保全につながっていくことを目指す仕組み」です。また、エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言います。

エコツーリズムは、1970年代後半に途上国で観光旅行者に森林などを見せることで、観光を環境保全のための産業に転換する考え方として始まり、その後、先進国でも持続的な観光振興を目指す概念として注目されるようになりました。住民自らが地域の資源の魅力（地域の宝）を発掘してその価値を認識し、観光旅行者に伝えることで新たな観光資源が生まれ、持続的な地域づくりにつながります。

(環境省作成パンフレット「さあ楽しもう エコツーリズム!」(2020年)より)

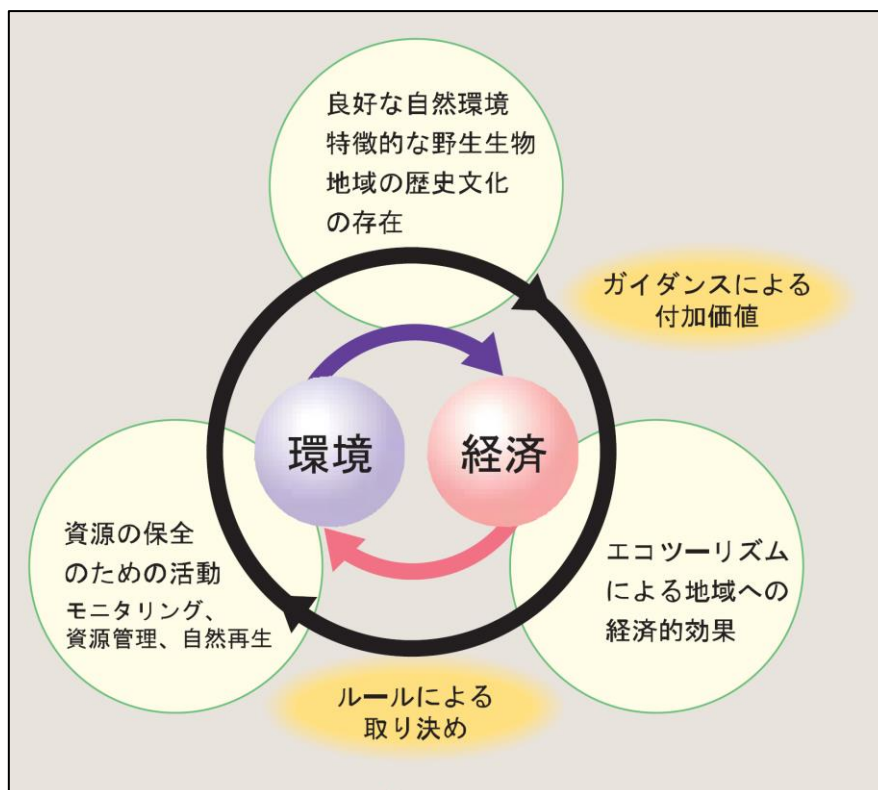


図1. 環境省作成パンフレット「地球のためにできること。エコツーリズム推進ガイド」(2010年)より

エコツーリズムはこのように環境保全と経済効果の両方の視点を持ちつつ、「自然環境の保全」、「観光振興」、

「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を図るものであり、これは平成 19(2007)年に制定されたエコツーリズム推進法(平成 19 年法律第 105 号)における基本理念として位置づけられている。



図2. 環境省作成パンフレット「さあ、はじめよう、エコツーリズム」(2010 年)より

この「エコツーリズム」については、現在全国各地で取り組む事例が増えており、神津島の地域づくりにとっても有効性が高いと考えられる。そのため、まず本章において地域の現状等からその有効性を検討する。

## 2) 推進の背景と目的

### ①背景(地域の現状)

#### ア. 神津島の位置

本構想を策定する神津島は伊豆諸島を形成する火山島の一つである。東京からは約 180km、静岡県下田からは約 55km の位置にあり、面積は 18.6km<sup>2</sup>である。本州からの主なアクセス手段は飛行機(調布空港発着)、船(東京、熱海、下田発着)である。

#### イ. 名前の由来

神津島の島名の由来は神集島といわれている。これは神代の時代に、伊豆諸島の各島の神々が生命の源である重要な水をどのように分配するかについて会議をするため神津島に集まったことが由来とされている。なお、神々が集まって会議をした場所が天上山の不入ガ沢(はいらないがさわ)と伝えられている。この伝説からもわかるように伊豆諸島の中で神津島は水に大変恵まれていることも大きな特徴である。

#### ウ. 自然環境

気候は黒潮の影響を受けた温暖な海洋性気候であり、豊かな緑と水源、豊かな海の恵まれた漁場が存在する。自然の豊かさにより、神津島は全島が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。また、島が都会から離れた場所にあり、自然本来に近い夜空が眺められることから、島では徹底した光害対策などを進めて 2020 年 12 月に国内で2番目の「星空保護区」(国際ダークスカイ協会認定)に認定されている。

#### エ. 人々の生活・文化

国内でも希少な良質な黒曜石の産地でもあったことから、古くより各地との交流があったことが判明しており、すでに旧石器時代(約 3 万 8000 年前)に神津島産の黒曜石が静岡県及び関東地方へ流入していることが確認されている。また、島内の神社のうち物忌奈命神社及び阿波命神社は、延喜式神名帳に掲載された名神大社(みょうじんたいしゃ)とされており(東京都における名神大社はこの二社のみ)、古来より神津島が重要な役割を持っていたことが推察される。

現在の神津島は一村一集落であり、約4キロ平方メートルの面積に人口 1,809 人、925 世帯(令和 5(2023)年3月1日現在、村役場調べ)が生活している。昭和 10 年以降の人口についてみると、昭和 30 年の 2,765 人にピークとなったのち昭和 45(1970)年頃にかけて減少、その後昭和 50 年代から緩やかに増加したものの平成に入って再度減少に転じている(図3)。減少は今後も続き、2045 年には 1,221 人前後になると推測されている(第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2(2020)年3月)。

年齢別の人口構成は表1のとおりである。今後は高齢人口の割合が 2045 年に 40.0%まで増加する一方で、生産年齢人口は 47.1%、年少人口は 12.9%まで減少すると見込まれている(同戦略)。

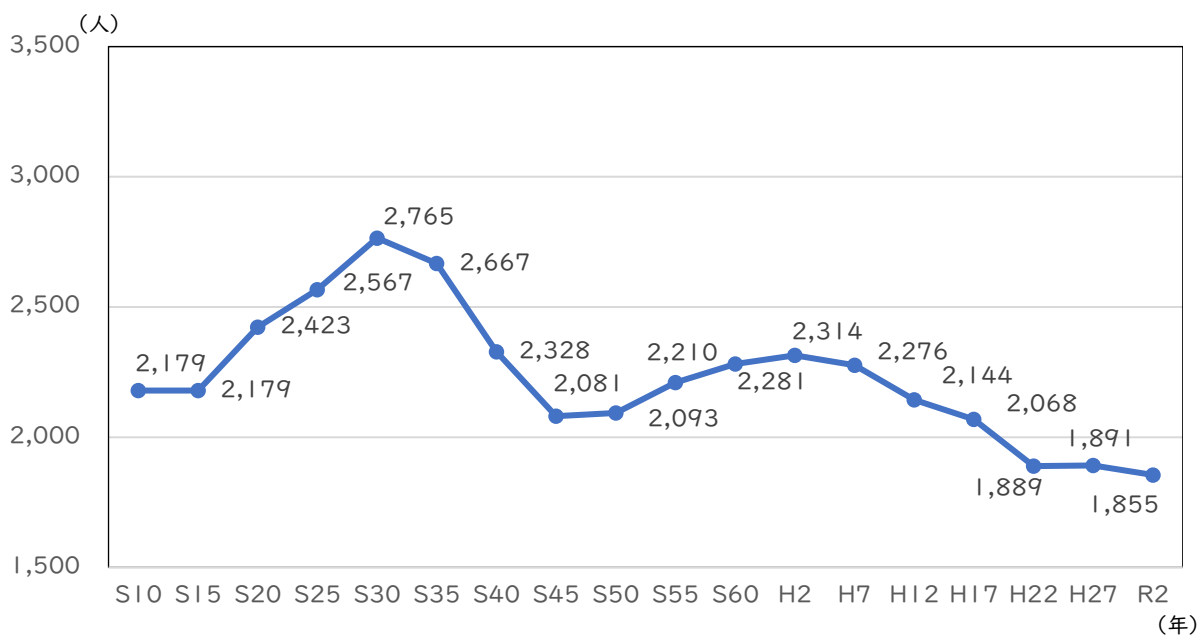


図3. 人口の推移 (国勢調査より)

表1. 年齢別の人口構成

年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～65歳)	高齢人口 (65歳以上)
14.8%	53.6%	31.6%

※(令和2(2020)年国勢調査)より

黒曜石をはじめとして古くから本州との交易などのつながりがある神津島は他の島々とともに江戸時代には天領(幕府の直轄地)であったが、廃藩置県等を経て静岡県となったことで伊豆諸島と呼ばれることとなった。しかし、現実的には物流や人的交流などの観点から江戸時代から静岡方面よりも江戸とのつながりが緊密であったことから、明治11(1871)年に所属が東京都に変更された。現在も、神津島への主要なアクセス方法(飛行機、ジェットfoil、大型客船)は東京発着となっている。

高度経済成長期となる昭和40～50年代に起こった全国的な離島観光ブームでは神津島へも多くの観光客が訪れ、「伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書(平成22(2010)年)」によれば昭和60(1985)年、平成2(1990)年には年間8.6万人が島を訪れ、多くの島民が宿泊業などをはじめとする観光にも携わるようになった。

島内には、鉄道はなく自家用車やバイク、村営バスが主な生活の交通手段となっており、観光では村営バス、タクシー、レンタカー、レンタバイク、レンタサイクルなどが使われている。

神津島の教育機関として、小中高等学校がそれぞれ1校ずつあり、都立神津島高校では平成28(2016)年から離島留学制度を開始、2018年には学生寮も整備して推進しているが、定員に対して希望者が数倍となる人気となっており島外との交流を育む重要な事業となっている。

神話に由来する古い歴史と伝統をもつ神津島では、現在においても祖先を敬う厚い信仰が息吹いており、神社



や寺、祭や二十五日様などの伝統行事など昔からの風習が守られている。

#### オ. 主な産業

漁業、農業、観光が主産業である。参考までに産業三区分別における就業者割合は以下のとおりである。

表2. 産業三区分別就業者割合(2015年)

第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他
14.8%	15.6%	66.9%	2.7%

※「第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」より

特に漁業が盛んで、キンメダイ、イセエビ、アカイカなどの魚種やとこぶし、あわびなどの貝類、天草、イギスなどの海藻類を季節ごとに漁を行っているが、近年特に海藻類は水揚げ量が極端に減少している(海水温の上昇や磯焼けの影響と言われている)。農業では、あしたばやレザーファン、パッションフルーツなどが生産されている。

観光客の主な目的は、ダイビング、サーフィン、海水浴、釣り、星空観賞、花の百名山などにも指定されている天上山への登山などであることからピークは夏と春であり、コロナ禍以前の令和元(2019)年には4.6万人が来島していた。

#### ②神津島がめざす将来像

神津島村では、理想的な村の姿を実現するための村民憲章を平成26(2014)年に策定している。その内容は以下のとおりである。

神津島村民憲章	
	平成26年9月2日
神津島村は、花の百名山や新日本百名山にうたわれた天上山とそこからもたらされる伏流水による清らかな水と、エメラルドグリーンの海、白い砂浜が広がる自然に恵まれた、神話と歴史、伝統文化が息づく村です。	
この村をふるさととする私たちは、これを誇りとし、住んで良かったと実感できる村にするため、ここに村民憲章を定めます。	
— 郷土を愛し、自然に親しみ、美しい村をつくりましょう	
— 伝統を大切に、教養をつちかい、歴史や文化が息づく村をつくりましょう	
— 子供のすこやかな成長とお年寄りや誰もが健康で安心して暮らせる村をつくりましょう	
— 働く喜びと若い力が育ち、明日が輝きに満ちた活気あふれる村をつくりましょう	
— 思いやりの心をもち、協働、連携による幸せに暮らせる村をつくりましょう	

また、神津島村第5次総合計画(令和3(2021)年3月策定)では、人口減少が進む中での10年後の村の姿

を以下のとおり定めている。

## 誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり

上記の将来像を達成するための6つの「島づくりの基本方針」が、神津島村第5次総合計画において以下のとおり定められている（○印は特にエコツーリズムと関係性が深いと思われる基本方針）。

基本方針1：多様な交通・情報通信基盤が整う利便性の高い島づくり

○基本方針2：島ならではの観光・交流産業が育つ活気のある島づくり

基本方針3：安心と希望に満ちた健康・福祉の島づくり

○基本方針4：教育環境が整い創造性が広がる生涯学習・文化の島づくり

○基本方針5：人と自然が共生する安全で快適に暮らせる島づくり

基本方針6：健全で開かれた行財政運営の島づくり

エコツーリズムと関係性が深いと思われる「島づくりの基本方針」の各方針における施策の大綱は以下のとおりである（○印は特にエコツーリズムと関係性が深いと考えられる施策の大綱）

### ■基本方針2（島ならではの観光・交流産業が育つ活気のある島づくり）

・資源管理型漁業を推進するとともに、担い手の確保に努めるとともに、漁業者の育成と増加には更なる漁港の拡充が必要となっており、都や関係機関への働きかけを続けます。

・レモンを主軸とした柑橘類等さらに新しい基幹作物の確立を目指し、取組みを進めるとともに、農産物のブランド化を進めます。

○神津島観光協会を核とした島全体での観光マネジメント力を強化するとともに、本島全体を星空公園として位置づけ、本村ならではの食や暮らしを体験する各種ツーリズムの充実を推進します。

○新規起業者の掘り起こしや育成を進めるとともに、新たな自主事業の推進や商工観光まつりの支援など、賑わいを創出する取組みを強化します。

### ■基本方針4（教育環境が整い創造性が広がる生涯学習・文化の島づくり）

・子ども達の包括的な学力の向上とそのため環境の充実に努めるとともに、子ども達が他者への思いやりの意識を持つ育成支援に努めます。

・子ども達への健康教育の充実を図るとともに、体力の向上に努めます。

・地域コミュニティの核として、学校の地域拠点化を推進するとともに、情報教育環境の充実を進め、地域と連携し子ども達を島全体で育てる環境づくりを推進します。

○子どもから高齢者までが生涯学習や生涯スポーツに積極的に参加する環境づくりを推進するとともに、本村の文化の保存・継承だけでなく、新たな文化の創造や、島文化の発信を進めます。

・安全・安心な給食の提供を図るとともに、地産地消をさらに充実し、食育との連携を図ります。

## ■基本方針5(人と自然が共生する安全で快適に暮らせる島づくり)

- ・生活水の安全確保に努めるとともに、水道施設の整備を推進します。また、水源施設の計画的な改修を進めるとともに、下水道施設の整備による環境保全の強化を図ります。
  - ・資源循環型社会の形成に向け、さらに3R(リデュース、リユース、リサイクル\*)を強化します。
  - ・災害に強い島づくりを進めるとともに、減災対策の充実を図ります。
- 村を移住先として選んでもらうためのサポートを推進するとともに、地域おこし協力隊の誘致・採用を進め、村内の幅広い人的底上げを図ります。

\*リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

上記の村民憲章および総合計画から神津島では、島の自然、伝統、歴史、文化などを守りつつ、それぞれの村民が生き生きとして観光などの交流産業や移住者の受け入れ、生涯学習や文化の創造に取り組む姿が浮かび上がってくる。

### ③エコツーリズム推進の目的

前述のような本島の自然環境や歴史、文化及び社会的背景などを踏まえると「自然観光資源の保護」、「観光の振興」、「地域社会及び地域経済の健全な発展」、「環境教育の場としての活用」の4つを基本理念とするエコツーリズム(エコツーリズム推進法第3条)の推進は島がめざす将来像にもよく合致している。

以上より、本島においては島の将来像の実現を主目的としてエコツーリズムを推進することとする。

### 3) 推進にあたっての現状と課題

エコツーリズムの推進における現状について、エコツーリズム推進法の4つの基本理念の視点から整理する。

#### ①自然観光資源の保護

前述のとおり(3ページ)富士箱根伊豆国立公園の指定、星空保護区の認定や都や村による関係条例の整備により本島の自然環境は概ね保全が図られていると考えられる。しかしながら、近年の課題としては外来種の侵入が発生、被害の拡大が懸念され、被害がより大きくなる前の対策が必要となっている。

#### ②観光の振興

本島における観光の状況は以下のとおりである。令和元(2019)年は、4.6万人が来島していたが、コロナ禍の影響により令和2(2020)年に1.9万人、令和3(2021)年に2.0万人と減少しており、早期の回復が望まれている。

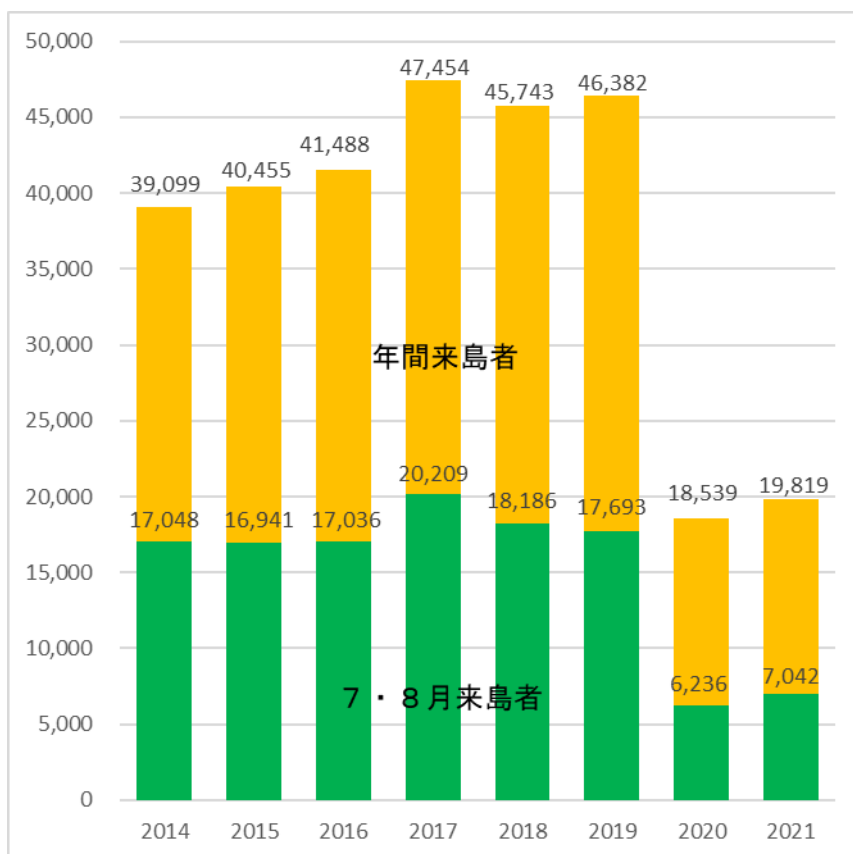


図4. 来島者の推移(人)

表3. 宿泊施設

施設	軒・所数	収容人員(人)
ホテル	1	70
旅館	11	342
民宿	32	543
ペンション	1	25
ゲストハウス	4	48
キャンプ場	1	300

(神津島村第5次総合計画「第3節 観光活性化の推進」(p47)より)

**【現状と課題】**

本村では、短時間で、低料金の安定した来訪ルートを確保し、観光基盤の整備を図るとともに、自然を活かした体験・滞在型観光の推進に努めています。また、个性的で魅力ある宿づくりなどにより、島ならではの「もてなし」、島ぐるみでの「もてなし」を推進してきました。今後もそうした取組みを強化しながら、利用者の利便性をさらに高めるため、神津島観光協会を核とした島全体での観光マネジメント力を強化する必要があります。また、本村では、星空保護区認定後の取組みを推進していますが、本島全体を星空公園として位置づけ、それと併せ

て、本村ならではの食や暮らしを体験する各種ツーリズムの充実を推進する必要があります」

これを踏まえて、村では前期基本計画において以下の点に取り組むこととしている。

1. 観光基盤の整備
2. 星空保護区(星空公園)の推進
3. 体験・滞在型観光の推進
4. 観光まちづくりの推進

いずれの取り組みも今後のエコツーリズムの推進において欠くことのできないものであり、これらの取り組みと連携しかつ相乗効果の生まれる取り組みを進めていく必要がある。

なお、上記に加え、高品質・高単価のエコツアー商品の開発や宿泊日程を延ばす取り組みもあわせて推進することとする。

### ③地域社会及び地域経済の健全な発展

最も深刻であるのは人口問題である。本島の人口は平成2(1990)年まで増加していたものの(国勢調査による)1990年の2,314人をピークに減少傾向が続き、令和5(2023)年3月1日現在で1,809人となっている(村役場調べ)。減少傾向は今後も続き、2045年には1,221人まで減少すると予想されている(「第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2(2020)年3月))。生産年齢人口も同様に減少傾向が続くことが見込まれており、各種産業の担い手不足が懸念される。

エコツーリズムの推進に必須となるガイドについては、神津島星空ガイドの養成講座を受けて認定された者が44名(令和5(2023)年2月末時点)、その他天上山登山やダイビング、街歩きなどのエコツアーを行う者(個人や観光協会等)が数名ずつ存在しているが、特に星空ガイド以外での後継者育成が課題となっている。

### ④環境教育の場としての活用

島内に1校ずつ設置されている小・中・高等学校において総合的な学習(探求)の時間を中心として環境学習が行われている。今後エコツーリズムの推進に関連して地域の自然や歴史・文化などに対する知識の向上や郷土に対する誇りを醸成するため一層の取り組みが望まれる。

#### 4) 神津島エコツーリズム推進の基本方針

上記に記載した本島における現状とエコツーリズムの理念を踏まえて、本島におけるエコツーリズム推進の基本方針を以下のように定める。

### 1. 守る、引き継ぐ

白く輝く砂浜と透き通る海、花々が咲き誇る天上山、豊かな湧水などがきらめく星空に覆われる本島の独特で豊かな自然と、そこに育まれた歴史や文化を守り、次世代に引き継ぐためのエコツーリズムを推進します。

### 2. 伝える、広める

島民視点に加えて来島者の視点で、さらに目に見えるものの背景にある地域の魅力を再発見し続けることで、島民の郷土愛と環境保全意識を醸成し、その郷土愛と環境保全意識が来島者にも伝わるエコツーリズムを推進します。

### 3. 自立・持続し、還元する

上記の本島ならではの資源・魅力である各種資源や人材など「地域にあるもの」を保全しつつ効果的に活用することで自立した持続的なエコツーリズムを推進し、環境保全と島民の豊かな暮らしへと還元し続けていきます。

以上の基本方針を踏まえて本島のエコツーリズムのあり方を伝える要約文(キャッチフレーズ)を以下の通りとする。

自然を見せる観光から、自然を守る観光へ

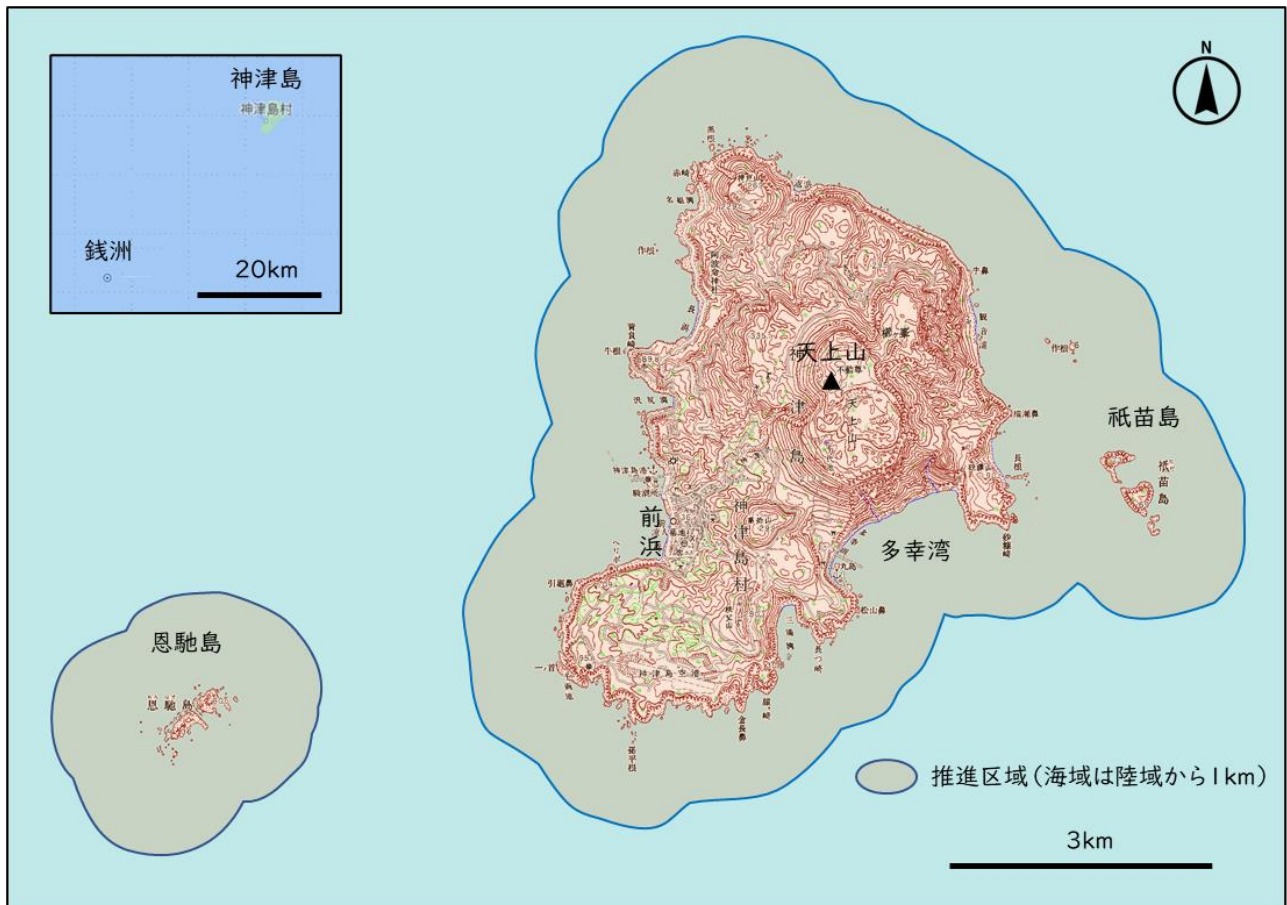
本島においては、上記の基本方針及びキャッチフレーズを踏まえつつ、エコツーリズムを推進するものとする。

## (2) 推進する地域

### 1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方

推進する地域は神津島村全区域（恩馳島（おんばせじま）、祇苗島（ただなえじま）、銭洲（ぜにす）及び各島の周辺海域（下図において青線にて示された区域）含む）を対象とする。

なお、ゾーニングは行わずに全島において一体的にエコツーリズムを推進する。



※国土地理院作成 1/5 万地形図 (GIF ファイル) を改変

## 2. 対象となる自然観光資源

(1) 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など

本島には陸域、海域ともに様々かつ特徴的な自然観光資源が存在するが、特にエコツーリズムの推進及びエコツアーの実施に関連して重要性の高い自然観光資源を選定した。なお、自然観光資源の選定にあたっては、協議会のメンバーで実際にエコツアーを行っているガイドや有識者、観光客に情報提供している団体等の意見を踏まえて収集し、法の規定に従った大区分及びその内容によって区分して分類した。なお、特徴的な自然観光資源であってもその存在が知られることで盗掘や違法捕獲などにつながるものについては、その保全を優先し記載はしていない。

大区分	区分
1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源	自然景観 地形・地質 生態系 植生 動物
2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源	生活文化

1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

区分	自然景観
細区分(名称)	眺望(自然景観全般)
特性	<p>火山島が生み出した神津島ならではの、地形や森林など景色を堪能できるポイントが多数存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありま展望台 島の西側にあり前浜海岸を一望する展望台である。おたあ・ジュリア(後述)を偲ぶ十字架が立てられている。</li> <li>・三浦湾展望台 島の南東部に位置しており眼下に三宅島や御蔵島を望め、天気の良い日は八丈島を望むことができる展望台。</li> <li>・新東京百景展望地 新東京百景(「都民の日」制定 30 周年を記念して 1982 年に東京都によって選定された 100 の風景)のうち「天上山の展望」として選定された絶景ポイントで伊豆諸島が見渡せる。</li> <li>・めいし遊歩道 入り組んだ海岸線と島から広がる森の美しいコラボレーションを楽しめる。</li> </ul>



	<p>・黒曜石展望地 多幸湾の船客待合所近くにあり、多幸湾及び砂糠山の黒曜石の地層を間近に眺めることができる。</p> <p>・高処山(こうしょさん)展望台 高処山中腹にあり、天上山の雄大な姿や多幸湾を眺めることができる。</p> <p>・神津島灯台 神津島灯台(昭和 26 年完成)は海拔120メートルの位置にある高さ12メートルの灯台である。灯台の隣には展望台があり景色を楽しむことができる。なお、灯台の中に入ることはできない。</p> <p>・はるか展望台 流紋岩質の白い砂浜の前浜海岸を見下ろすことができ、はるか先まで広がる水平線を眺められる。</p> <p>・夕陽 集落や西に面した湾や入江などから海に沈む夕陽を眺められる。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>神津島ならではの景観・眺望を楽しむポイントとして多くの人が訪れている。眺望ポイントは断崖などであることが多いため、柵や手すりを乗り越えないようすることや、山岳地帯や海岸沿いなどでは眺望ポイントへの歩行においても注意が必要である。また、多くの利用者が訪れることから、ごみのポイ捨てなどが起こらないよう注意喚起等が必要である。</p>

区分	自然景観
細区分(名称)	星空
特性	<p>・洋上に浮かぶ島であり、市街地の光の影響も少ないことなどから、神津島からの星空の美しさは以前より知られている。また南方に位置することから本州ではなかなか見ることができない一等星カノープスも観察できる。</p> <p>・村では島で見られる星空の価値をより高めるために、条例に基づく光害対策の推進、光害に関する教育プログラム実施やイベント開催などの取り組みを進め、2020年12月に国際ダークスカイ協会により国内で2番目の「星空保護区」に認定された。さらに国内で唯一「ダークスカイ・アイランド」の呼称を使用することも認められている。</p> <p>※関係条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神津島村の美しい星空を守る光害防止条例(令和元年)</li> <li>・神津島村星空公園条例(令和元年)</li> </ul> <p>これらの取り組みは自然環境の保全や観光・地域振興だけでなく省エネルギー対策にもつながるものであり、神津島の特徴的な取り組みである。</p> <p>※参考:「星空保護区(ダークスカイパーク)」認定の主な条件</p>

	<p>①夜空が暗いこと(21.2mag/arcsec 以上の暗さ)</p> <p>②公的な屋外照明が光害対策の基準(上方光束 0%、色温度 3000K 以下)を満たしていること</p> <p>③地域住民の理解・賛同が得られていること</p> <p>④光害に関する教育プログラムやイベント、エコツアーが定期的実施されていること</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>・星空観察ツアーは東京など星が見えにくい都会に居住する観光客にとってニーズと満足度(非日常、癒やしなど)の高い人気のエコツアーとなっている。鑑賞にあたっては星空を十分に楽しめるように特に光に対する対策が必要。なお、村では星空の案内などを行う「島民ガイド」の育成を進めている。</p> <p>【主な観賞スポット】</p> <p>よたね広場、三浦湾展望台、ありま展望台、ヘリポート、赤崎遊歩道など</p>

区分	地形・地質
細区分(名称)	黒曜石
特性	<p>黒曜石は流紋岩質のマグマが急激に冷やされて固まった天然のガラスといえる石である。割った時に縁が鋭くかかり、加工しやすいため旧石器時代から縄文時代にかけて矢じりやナイフに加工されて使われた。神津島はかつて全国有数の黒曜石の産地であり、島で産出された黒曜石が関東や静岡など各地の遺跡から見つかり、各地との交流の証拠となっている。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>黒曜石が露出した箇所はほとんどが断崖であるために近づけないが、黒曜石を使った体験が行われている。なお、村の条例により一般の採取は禁止されている。</p>

区分	地形・地質
細区分(名称)	天上山
特性	<p>天上山は神津島最高峰(標高 572 メートル)であり、流紋岩質の台形状をした火山である。9世紀の大噴火により生成したが、その後は目立った噴火はない。その容姿は「洋上のアルプス」や「黒潮に浮かぶ展望台」にも例えられ「しま山 100 選」(日本離島センター選定)にも選定されている。さらに山頂部には伊豆諸島の固有種を始めとする花々が咲くことから「花の百名山」に、さらに山頂からの眺望も素晴らしいことから「新東京百景」にも選定されている。</p> <p>山頂の大きな窪地(かつての火口跡)である不入ガ沢(はいらないがさわ)は、神代の時代、伊豆諸島の神々が集まり、水を分ける会議をした水配り神話の舞台として伝えられている。</p>

	<p>【天上山の主なスポット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動池:水量によってハート型となる池。古くは島の漁師の信仰の対象であり、いまも池の中央には龍神を祀る社がある他、近くに不動尊や大日如来をまつる小さな祠も佇む神聖な場所である。</li> <li>・裏砂漠:広大な白砂の砂地が広がっており、いわゆる砂漠のような景観を呈している。</li> <li>・天空の丘:海と空の 360 度のパノラマが広がる。冬期には富士山や南アルプスも見られる。</li> </ul> <p>・新東京百景展望地【再掲】</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒島登山道と白島登山道の2ルートがあり、山頂部からの眺望や植物など楽しむ登山客も多く、エコツアーも実施されている。なお、神津島観光協会では「天上山登頂記念証(有料)」も発行している。</li> <li>・不動池については神聖な場所であり「むやみに祠に近づき中を見るべからず」という言い伝えがあり、また浮島(祠)までの橋が老朽化しているため近づかないこと。</li> <li>・島ならではの地形や特に冬季の季節風により風が非常に強い場合や、急な天候の変化もあるため十分な装備と準備が必要である。</li> </ul>

区分	地形・地質
細区分(名称)	火山地形・奇岩等
特性	<p>神津島を含む伊豆諸島は火山島の集まりである。太平洋プレートがフィリピン海プレートの下に沈み込むことによって生じたマグマが噴き出したものであり、富士火山帯海底山脈の山頂部であると言える。</p> <p>神津島は流紋岩質の火砕流・火砕丘及び溶岩ドームからなる単成火山が集まってできており、島全体の形状を始めとして奇岩等も多く存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多幸湾側断崖 天上山の側面部、頂上近くまで至る流紋岩の断崖。透明度の高い青い海とのコントラストが映える。</li> <li>・うずまき岩 神津島港から沢尻湾に向かう途中にあるうずまき状の岩。流紋岩が海中に押し出されて形成されたもの。</li> <li>・メッポー山 小浜の正面に見える大岩。言い伝えでは、かつて表面が金色に輝く岩で覆われており、めっぽう美しかったことからその名がついたと言われる。</li> <li>・踊り岩(名組岩) 名組湾入口部に位置し、うずまき岩と同様、流紋岩が渦巻状に固まったもの。岩が踊っているように見られることから名付けられた。</li> <li>・山の神・冷風穴</li> </ul>

	天上山の黒島登山口へ向かう途中にある風穴。夏期、外気温と地中内の温度差が大きい時期に冷風が吹き出す。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	・島の散策や天上山登山の際などに独特の地形と景色を生み出した大地の活動についての解説が可能である。対象とへの立ち入り等により汚損や損壊をしないよう注意が必要である。

区分	地形・地質
細区分(名称)	海・海浜・入江
特性	<p>島は黒潮の影響を受けた透明度の高く豊かな海に囲まれており、海岸沿いには流紋岩の溶岩からなる独特の地形や地質の海浜・入江が存在している。</p> <p>【主なスポット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤崎遊歩道 岩石に囲まれた自然の入江でありシュノーケリングや海遊びに最適なスポットとなっている。海水は透明度が高く、色とりどりの魚も観察できる。周辺には木道や飛び込み台も整備されており来訪者の多い一大観光スポットである。</li> <li>・多幸湾 島の東側に位置し、天上山頂に至る高さ 500m の断崖が迫るダイナミックな景色だけでなく、砂浜、青い海、白い断崖と黒曜石の黒い地層などのコントラストが見事な景観を生みだしている。</li> <li>・松山遊歩道 海岸沿いの奇岩や三浦湾の景観が楽しめる。</li> <li>・沢尻湾 白い砂浜が 100m ほど続く比較的遠浅で波のおだやかな入り江となっている。西に向いていることから季節により海に沈む夕陽なども楽しめる。</li> <li>・ぶっ通し岩 長浜海岸の南側にある海蝕洞。</li> <li>・長浜海岸 五色浜とも呼ばれ、様々な色の玉石が観察できる海岸。続日本紀の中で「美しい五色浜」として記載されている。石を持ち帰ると神罰があたるとの言い伝えがある。</li> <li>・前浜海岸 集落から一番近い流紋岩独特の白砂が広がる浜、海水浴場として利用されている。</li> <li>・千両池 湾のように丸く入り込んだ入江。釣り場としても知られている。</li> <li>・返浜(かやすはま) 島の北側に位置し、新島、式根島方面を眺めるプライベートビーチのような浜となっている。アクセスにはレンタカーなどが必要であり、トイレ等の施設はないため注意が</li> </ul>

	必要。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>・島の周囲には多数のダイビングスポットが存在し、多くの人を楽しむアクティビティとなっている。</p> <p>・海浜や入江はそれぞれの地形を活かして、海水浴、サーフィン、シュノーケリング、散策、ビーチヨガなどが行われている。ゴミなどのポイ捨てをしないよう配慮が必要である。</p>

区分	地形・地質
細区分(名称)	水
特性	<p>溶岩からなる伊豆諸島はその多くが水不足に悩まされてきているが、その中において神津島は特に水に恵まれた島となっている。これは地質的な特色(秩父山軽石層、白ママ層への雨水の浸透など)によるものと考えられ、地下に浸透した雨水が湧出する箇所がいくつか存在している。これらの湧水は神津島の大きな特徴であり、「水配り伝説」にもつながっている。</p> <p>また豊富な水資源により村の水道水は地下水により賄われており、島特産の焼酎や地ビールの醸造にも使われている。</p> <p><b>【主なスポット】</b></p> <p>・多幸湧水(東京都名湧水57選)</p> <p>多幸湾の海岸沿いに位置する湧水。水質の優良な水が豊かに湧き出しており、神津島の代表的な湧水である。神津島港から車で15分の位置にあり、島民・観光客とも利用が多い。</p> <p>・つづき湧水(東京都名湧水57選)</p> <p>天上山のすそ野の山間部で湧出する。湧出口から約100m流れ浸透する。枯れたことがない。近くに島民が参拝するつづき堂がある。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>島民や観光客により飲用水などとして利用されている。湧水周辺の環境保全や水源地の保護にも配慮が必要である。</p>

区分	地形・地質
細区分(名称)	温泉
特性	<p>神津島には火山島の恵みである温泉も存在している。</p> <p><b>【主なスポット】</b></p> <p>・神津島温泉保養センター</p> <p>泉質:ナトリウム塩化物強塩泉/源泉:約57度</p>

	露天風呂は水着着用
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	・宿泊施設では季節によってシャワーのみを提供する施設も少なくなく、観光客にも多く利用されている。集落からは 2km ほど離れており、村営バスもあるが運行本数は少なく、夜間には運行されていないため注意が必要である。

区分	生態系
細区分(名称)	海洋島・火山島生態系
特性	神津島は火山島かつ海洋島であり、現在もシカやイノシシなどの大型哺乳類や両生類が生息しないなど独特の生態系を保持している。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	哺乳類では国内外来種であるノネコ(野良猫)やネズミ類が生息している他、セイタカアワダチソウ、リュウキュウツヤハナムグリ、サツマゴキブリ、アメリカザリガニなどの外来種が確認されており、対策に関する検討が必要である。 また、伊豆諸島内の大島などでは国内外来種としてのカエル類の生息が確認されていることから、神津島に持ち込まれないよう注意・対策が必要である。

区分	植生
細区分(名称)	植生全般
特性	<p>海浜から天上山山頂に至る範囲内に様々な植生が見られる。特に天上山では、平安時代の大噴火や、地形・地質、気象などの影響から通常であれば森林が成立する標高においてもまだ森林が成立しておらず、いわゆる森林限界となる高標高地でしか見られない景色が広がっている。</p> <p>海岸から山麓にかけて主としてスタジイやタブノキ、ヤブツバキなどからなる常緑広葉樹林(照葉樹林)が極相林として分布し、また、オオバヤシャブシ、オオシマザクラ、ハチジョウグワ・オオバエゴノキなどからなる二次林が広がっている。</p> <p>林縁部にはガクアジサイ、ニオイウツギ、ハチジョウイボタなどの低木が見られ、土壌の良く発達した山麓から山の中腹にかけてはカジイチゴ、ハチジョウイチゴの群落が見られる。</p> <p>沢沿いの陰湿なところではハチジョウシダ、ヘラシダなどのシダ類も多い。</p> <p>開けた比較的乾燥した場所ではハチジョウイタドリ、ハチジョウススキ、アザミなどの草本類が見られ、野菜として利用されるアシタバは海岸近くから山頂まで自生する。</p> <p>海岸の砂浜や岩場ではハマゴウ、ハマナタマメ、ハマヒルガオ、イソギク、ワダン、ハマナデシコ、ハマカンゾウ、ハマボウフウ、ボタンボウフウ、イワタイゲキ、ハマシャジン、ハマボス、タイトゴメなど、また海岸沿いにはハマユウ、スカシユリの群落が見られる。</p> <p><b>【固有種】</b> 伊豆諸島固有の植物はその多くが火山性崩壊地、海洋性気候への適応によって、多</p>

	<p>肉質化、クチクラ層の発達、表面の光沢の増加、大型化の傾向が見られる。</p> <p>・固有種 シチトウハナワラビ、ハチジョウオトギリ、シマタヌキラン、ハチジョウイボタ、シマガマズミ、オオバエゴノキ、オオシマカンスゲ、ニオイエビネ、コウヅエビネ</p> <p>・準固有種 ハチジョウシュスラン、シマササバラ、ハチジョウツレサギ、シチトウエビズル、シマウチワドコロ、ニオイウツギ、ハチジョウグワ、ハチジョウギボウシ、ハチジョウショウマシマキンレイカ、シマノガリヤス、ハチジョウチドリ、サクユリ、ハチジョウイタドリ、シマホタルブクロ、ハチジョウアザミ</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>・天上山登山やその他のエコツアー中に島ならではの植生を楽しむことができる。</p> <p>・島全体が富士箱根伊豆国立公園として指定され、天上山エリアは特別保護地区に指定されているため、踏み込みや採取などで影響を与えないよう配慮が必要である。</p> <p>・固有種等についてはその保全のためにもあえて解説しない等の配慮が必要と考えられる。</p>

区分	植生
細区分(名称)	天上山の花々
特性	<p>花の百名山に選定されている天上山では、一年を通じて様々な花が楽しめる。</p> <p>春: ショウジョウバカマ、ヒメトケンラン、ハチジョウチドリ、モクレイシ、ミヤマシキミ、オオシマツツジ、マルバシャリンバイ、等</p> <p>夏: サクユリ、カキラン、ハチジョウショウマ、シマキンレイカ、ハコネコメツツジ、等</p> <p>秋: シラヤマギク、ハマサワヒヨドリ、キキョウ、キッコウハグマ、ハチジョウアキノキリンソウ、センブリ、イズノシマウメバチソウ、リンドウ、等</p> <p>冬: ミヤマシキミ、マンリョウ、サルトリイバラなどの赤色の実、ヤブツバキ等</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>・花を楽しみに多くの登山者が訪れている。</p> <p>・天上山エリアは富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区に指定されているため、落ち葉等の採取も禁止されている。踏み込みや採取などで影響を与えないよう配慮が必要である。</p> <p>・コウゾシマヤマツツジ、イズノシマホシクサなどの特徴的な種も生育しているが、貴重なため生育地の訪問や解説については、注意が必要である。</p>

区分	動物
細区分(名称)	鳥類
特性	<p>イソヒヨドリ、ナミエヤマガラ、サンコウチョウ、オオルリなど約 150 種類が確認されている。イジマムシクイなどの地域を特徴づける鳥の他に本州の別亜種としてナミエヤ</p>

	<p>マガラ、シチトウメジロなどが生息する。分布が日本周辺の島やアジア東縁部に限られる鳥として、カラスバト、カンムリウミスズメが見られる。神津島は春と秋には約50種類の渡り鳥が通過する中継地にもなっている。</p> <p>絶滅危惧種の海鳥であるカンムリウミスズメ(国指定天然記念物)は、島のマスコットキャラクターとなっている。12月には恩馳島(おんばせじま)、祇苗島(ただなえじま)に渡来し繁殖地しており、その重要性から国立公園の特別保護地区に指定されている。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>・留鳥をはじめとして季節により渡ってくる夏鳥、冬鳥のバードウォッチングが楽しめる。観察にあたっては、生態への配慮、特に繁殖期に影響を与えないよう配慮が必要である。</p>

区分	動物
細区分(名称)	魚類、海洋生物
特性	<p>黒潮の影響を受けた豊かな海は魚影が濃く、カンパチ、メジナ、シマアジ、ムロアジ、ブダイ、ボテイ(イスズミ)、スマ、キンメダイ、アカイカ(ケンサキイカ)、マグロ、クマノメサメ、チョウチョウウオ、イサキ、ウミウシ類、アオウミガメ、サンゴ類など生物種も豊富である。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>・ダイビングではチョウチョウウオ、ウミウシ類、アオウミガメ、サンゴ類などとの出会いや観察が楽しまれており、釣りや漁業ではカンパチ、シマアジ、ムロアジ、キンメダイ、アカイカなど食味のよい魚が主な対象となっている。</p> <p>・キンメダイやケンサキイカなどは煮付けや塩辛などにされ地元ならではの料理やお土産として提供・販売されている。またトビウオ漁や伊勢海老の刺網漁も行われている。</p> <p>・観察にあたっては生態への配慮に加え、ゴミのポイ捨てや誤ってプラスチック製品、釣り糸等の投棄をしないように配慮が必要である。</p>

区分	動物
細区分(名称)	その他の生物
特性	<p>・オカダトカゲ</p> <p>伊豆半島・伊豆諸島に生息するトカゲ。三宅島、八丈島では外来種となるイタチの導入によりほぼ見られなくなっている。</p> <p>・祇苗島のシマヘビ</p> <p>カンムリウミスズメの繁殖地である祇苗島(別名蛇島)に生息するシマヘビは神津島や他の伊豆諸島に生息するものよりもかなり大型であることが知られている。この理由としては、祇苗島がカンムリウミスズメやウミネコなどの繁殖地であり卵や雛が餌資源であること、祇苗島のシマヘビは他地域に比べて長寿命(近隣の島に比べて倍程度)であることが報告されている。</p>
利用の概況及び	<p>・オカダトカゲは島内では普通に見られるが、生息状況の変化には注意が必要であ</p>



利用に当たって 配慮すべき事項	る。 ・祇苗島は国立公園の特別保護地区として厳正に保護されている。
--------------------	--------------------------------------

2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

区分	生活文化
細区分(名称)	かつお釣り神事
特性	江戸時代後期に始まった例祭(8月2日)に伴う物忌奈命神社神振行事である(※)。かつお節が当地の特産物であった江戸後期、危険が伴うかつお漁から無事に帰ることができたことを神に感謝し奉納されてきた行事である。 青竹を船の形に組んで若衆が乗り込み、大海に見立てた境内を駆け巡る。観衆をカツオに見立て寄せ餌に模したオヒネリ・お菓子を撒き、女装した若衆などがカツオを釣る所作をし大漁で入港する。続いて入札が行われ、数億円で落札されるといった寸劇が披露され、境内は笑いに包まれる。 また、1月2日には大漁祈願の「乗り初め」と呼ばれる行事も開催される。 ※国指定重要無形民俗文化財
利用の概況及び 利用に当たって 配慮すべき事項	本神事は見学可能であるが、地域で大切に伝えられてきた風習であり、地域の伝統や島民の方たちの思いを尊重し配慮することが不可欠である。見学の際には神事の邪魔にならないようにすることが必要である。

区分	生活文化
細区分(名称)	二十五日様
特性	毎年旧暦の1月24～25日の二日間をいわゆる「二十五日様」と称して、24、25の両日は昔から村中の人々は一切の仕事を休み、日中海に出たり、山畑にいくと祟りがあるといわれた。「二十五日様」は海からやってきて夜間に島を巡るため、夜間に大きな声で話したり、外に出たりするとその家に凶事が起こると恐れられていて、日没前から雨戸を堅く閉ざし、明かりを消して静かに床に入り就寝する風習があり、昭和30年代までは厳格に行われていた。 同様の風習が島ごとの伝説とともに伊豆諸島に伝えられている。なお、もともとは古代の伊豆諸島における元旦前の物忌の儀式が変化したものという説がある。
利用の概況及び 利用に当たって 配慮すべき事項	地域で大切に伝えられてきた風習であり、地域の伝統や島民の方たちの思いを尊重し配慮することが不可欠であり、島民の方々の承諾なく参加することは控えることが必要である。

区分	生活文化
細区分(名称)	二十三夜待ちと月待ちの塔
特性	「二十三夜待ち」とは「月待」と呼ばれる風習の一つで、特定の形をした月が出てく

	<p>るのを待って拝む民間信仰である。神津島では旧暦1月23日の夜から翌日の朝方にかけて月待ちが行われ、旅や漁の安全、亡くなった人の供養、安産を祈願したと言われる。島内には月待ちを行う場所に月待ちの塔(二十三夜塔)が3箇所(寺山はばた、秩父山の上、横道展望地)存在する。</p>
<p>利用の概況及び 利用に当たって 配慮すべき事項</p>	<p>地域で大切に伝えられてきた風習であり、地域の伝統や島民の方たちの思いを尊重し配慮することが不可欠であり、島民の方々の承諾なく参加することは控えることが必要である。</p>

(2) その他の観光資源の名称と所在地など

名称・所在地	特性や利用の概況など
<p>水配りの像 (神津島村前浜海岸)</p>	<p>伊豆諸島の神々が神津島に集まり、水を分配する会議を開いたとされており(水配り伝説)、その様子を現したモニュメントが前浜海岸に設置されている。水不足に苦しんだ各島と、その中で最も水に恵まれた神津島の状況が理解できる。</p>
<p>物忌奈命神社(ものいみなのみことじんじゃ) (神津島村41)</p>	<p>延長5年(927年)年にまとめられた延喜式神名帳(※1)に掲載された名神大社(みょうじんたいしゃ、※2)である。物忌奈命は縁結びの神である大国主命の孫として伝わる。</p> <p>祭神の母神が祀られた阿波命神社と共に東京都における名神大社はこの二社のみである。</p> <p>毎年8月2日の例大祭には国指定重要無形民俗文化財に指定された「かつお釣り神事」や「子供御輿」が開催される。</p> <p>※1 延長5年(927年)にまとめられた『延喜式』の巻九・十のことで、当時「官社」とされていた全国の神社の一覧である。式社(しきしゃ、または式内社(しきないしゃ))といい、一種の社格となっている。</p> <p>※2 式社の中でも特に由緒正しく、靈験にすぐれた祭神を祭る神社</p> <p>※3 「物忌奈命神社本殿拝殿」、「物忌奈命神社御神体」、「物忌奈命神社薬王殿」はは村指定有形文化財(建築物)に指定されている。</p>
<p>阿波命神社(あわのみことじんじゃ) (神津島村長浜1-2)</p>	<p>神津島の開拓神・阿波咩命(あわのめのみこと)が祭神とする名神大社の一つ。阿波咩命は静岡県三島大社に祀られている事代主命(ことしろぬしのみこと)の正后である。毎年4月15日に行われる例大祭では、長浜海岸で平たい石を拾い、その上に濡れた砂を載せてから鳥居の下にお供えをして参拝を行う(潮花(しおばな))。</p> <p>※「神津島阿波命神社境」は都指定史跡に指定されている。</p>
<p>日向神社(ひゅうがじんじゃ)</p>	<p>物忌奈命神の弟神である「とうなえの王子(※)」を祀る多幸湾海岸上の社。鎌倉時代完成の『三宅記』に、三嶋大明神の後に「神集島の長浜の御前(阿</p>

(神津島村榎木が沢6)	波咩命)」がおり、その子として物忌奈命と「とうなえの王子」という二人の王子があったと記載されている。
神津百観音(こうづひゃっかんのん)	江戸時代に流行した札所めぐり(西国三十三ヶ所、坂東三十三ヶ所、秩父三十四ヶ所)に関する史跡である。 坂東三十三観音霊場を模した庵屋堂(あんやどう)と秩父堂(秩父三十四観音霊場)、観音堂(西国三十三観音霊場)の100基の石塔が古くから参拝の対象となっている。神津島のように島内で百観音を巡ることができる事例は全国的にもあまり例がなく、観音信仰上特異なものといえる。 ※庵屋霊場、秩父霊場、観音霊場は村指定有形文化財(建築物)に指定されている。
ほうそう神様	かつて神津島に疱瘡(天然痘)が蔓延した際に、子供たちを疱瘡から守るために造られたのが「ほうそう神様」である。毎年1月14日は団子と椿の花を供える習わしが今も伝えられ「花正月」と呼ばれている。
道祖神(猿田彦大神と道祖神の文字碑)	島内には猿田彦大神(道祖神とも同一視される)の文字碑24基と道祖神の文字碑1基が明治以前の島の集落を取り囲むように設置されている。設置場所は必ず三叉路であり、悪霊を追い払う厄除け、そして三叉路が意味する生産と豊穡の神として大切に祀られてきたものである。
神津島太鼓	神津島の自然、風土、歴史、そして古来より伝承されてきた神事、生活等を背景とした郷土芸能である。1990年からは、和太鼓を愛する会員の活動へと切り替わり、地域のお祭り、各種イベントなどによる島のPR活動の他、小学校の「特色ある教育活動」授業にも協力している
まっちゃんれセンター(神津島村37-2)	客船ターミナルであり、建物内に観光協会がある。乗降客の待合ホール等に島で獲れた魚の調理等を体験できる「離島体験滞在交流施設」や、村の「研修集会施設」も合築され、観光客と島民との交流の場・島の賑わいの中心的施設となっている。 ※「まっちゃんれ」は島の言葉で「待っていてください」の意。
よっちゃんれセンター(神津島村37-2)	まっちゃんれセンターに隣接し、神津島漁業協同組合が運営する海産物販売センター(1F)と地魚などがいただける食堂(2F)がある。 ※「よっちゃんれ」は地元の言葉で「寄ってください」の意
・各種食材・郷土料理	・キンメダイなどの地魚 一本釣りで水揚げされるキンメダイは神津島を代表する魚であり、各宿泊施設や飲食店でも提供されている。島では煮付けや刺し身で食べることが多い。その他、クロムツ、タカベ、ウツボなどの地魚も豊富である。 ・アカイカの塩辛 アカイカ(ケンサキイカ)を主原料とした島特産の塩辛。 ・干物など キンメダイやムロアジなど地魚を使用した干物。個人レベルでは保存のため

	<p>に「くさや」も作られている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さつま芋 「白イモ」とも呼ばれる。かつての食卓には欠かせなかった食材。あぶらき、切り干しもちなどの郷土料理にも使われている。</li> <li>・アシタバ 今日摘んでも明日には芽を出すという生命力の強さから名前がつけられたと言われるセリ科の多年草。伊豆諸島を中心に自生する。健康野菜としても注目されている。</li> <li>・焼酎 100年以上続く酒造会社により、島の清水を使って減圧蒸留で造られる麦焼酎。</li> <li>・パッションフルーツ 温暖な気候と豊富な水を活用して栽培されている。</li> <li>・地ビール 原料にアシタバを使ったクラフトビールが造られている。</li> <li>・ところてん 水質の優れた海で育った天草と島の水で造られている。</li> </ul>
神津島村郷土資料館 (神津島村118)	島の歴史と貴重な文化財を保存継承している。考古学的にも珍しい出土品や、島の歴史を物語る文献、古文書などともに島民の昔の生活を偲ぶ民具、最近発見された、江戸千石船の遺物と思われる、すずり、すりばち、300kgもある錨など数多く陳列されている。
都立多幸湾公園ファミリーキャンプ場 (神津島村榎木が沢2)	白浜と天上山の断崖が作り出す多幸湾のそばにあるキャンプ場。
つつじ公園 (神津島村榎木が沢)	4~5月にかけて色とりどりのつつじが咲き誇る公園。
流人墓地 (神津島村1103)	<p>伊豆諸島は奈良時代に流刑地として定められたと言われている。江戸時代に遠流の地として八丈島が、中流の地として三宅島、近流の地として大島、新島が定められ犯罪者が送られた。神津島へは島で再び罪を犯した者が送り込まれた(島替え)。</p> <p>神津島に送り込まれた流人の数はよくわかっていないが、濤響寺の過去帳によると、おたあ・ジュリア、不受不施派僧、絵島・生島事件関係者とある。</p> <p>※村指定史跡に指定されている。</p>
おたあ・ジュリアの墓 (神津島村1103)	おたあ・ジュリアは朝鮮貴族の娘で、小西行長の養女。キリスト教改宗を拒否したため島流しとなった。流人墓地にある墓は高さ約1.7mの朝鮮風の二重塔である。毎年、墓前でジュリアの供養祭が行われる。
濤響寺(とうこうじ)	阿弥陀如来像を奉安した浄土宗の寺院。島内唯一の寺であり、伊豆下田の

(神津島村 899)	海善寺の末寺として、寛永 16 年(1639)休和上人によって開かれた。伽藍は文化3年(1806)年建立。 ※「延命山濤響寺本堂」は村指定有形文化財(建築物)に指定されている。
オロシャの石塁	天上山黒島頂上付近に、数百メートルにわたって築かれた高さ2メートルほどに積み上げた石塁。江戸幕府末期、通商を求めて来航する外国船に対して、幕府の発した「打払令」により、防備を固め、敵を迎撃するため築かれたと言われ、「オロシャ」(ロシアの旧称)が攻め込んできた時に備えるものであると伝えられている。
つづき堂 (神津島村字宮塚山)	村落から 3km ほどの林道から奥に入ったつづき沢の中流部杉並木の中にお堂が建てられている。沢の河原は「賽の河原」とも呼ばれ、かつては愛児をなくした親や親族が弔いのために小石を積んだ場所である。 ※村指定有形文化財(建築物)に指定されている。
高根堂 (神津島村字高嶺)	農道高根線から山道を登ったところに所在する。お堂内には地蔵菩薩が祀られている。お堂の裏には石室があり、十一面観音菩薩が祀られている。 ※村指定有形文化財(建築物)に指定されている。
えんま洞 (神津島村字高嶺)	高さ3m、奥行き5m の洞窟に地蔵菩薩と笑顔のえんま様が祀られている。無実の罪に泣いた流人が刻んだと伝えられている。
龍神様	神津島港内の神木(かんき)といわれる岩場に祀られた社。漁民の守り神として古くから信仰されている。

### 3. エコツーリズムの実施の方法

#### (1) ルール

神津島におけるエコツーリズムを適切に推進するため、各種ルールを設定する。なお、本ルールは自主ルールであり、今後の自然環境、社会情勢の変化に応じて適切に見直していくこととする。

なお、必要な場合には強制力をもったルールの設定（本構想における特定自然観光資源の指定、条例の制定等）も検討する。

#### 1) ルールによって保護・向上する対象

- ① 自然環境・自然観光資源
- ② 利用環境
- ③ ツアーの質
- ④ 住民の生活環境
- ⑤ 島の総合的環境
- ⑥ エコツーリズムの推進

#### 2) ルールの内容及び設定理由

##### ① エコツアー実施者向けのルール

##### a) 自然環境・自然観光資源

内容	<p>エコツアー実施者は以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないコース・エコツアー内容の設定</li> <li>2. 夜間にエコツアーを行う際の「神津島村の美しい星空を守る光害防止条例」の遵守を始めとする光害への配慮</li> <li>3. エコツアー参加者に対する禁止事項(※)の伝達と注意喚起 ※動植物等の採取禁止、遊歩道からの踏み外し等</li> <li>4. 盗掘などのおそれが高い動植物の生息場所等の非公開</li> <li>5. ゴミの持ち帰り、回収</li> <li>6. 環境に配慮した商品等の利用努力</li> <li>7. ペット連れ散策についての注意喚起（他の利用者への配慮、リードをつける、ダニの危険性等の周知）</li> <li>8. 新たなエコツアーを実施する際の関係者・機関への連絡・確認</li> </ol>
設定理由	<p>持続的にエコツーリズムを推進するため設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 野生動植物は、エコツーリズムにおける基本的な自然観光資源であり、それらを保全し、その本来の姿を楽しむために設定する。</li> <li>2. 星空は本島の特徴的な自然観光資源であり、その鑑賞に影響補及ぼす光害を防止する条例も制定されているため。</li> </ol>

	<p>3. エコツアー参加者のほとんどは島外からの参加者であり、地域の自然を守るために必要な事項を伝える必要があるため。</p> <p>4. 貴重な動植物は盗掘・違法捕獲などをされる可能性があるため。</p> <p>5. エコツアーにおけるゴミは実施者において持ち帰って処分するだけでなく、エコツアー中に発見したゴミを回収することで島内の環境美化に資するため。</p> <p>6. エコツアー実施による環境負荷を低減し、エコツアー参加者にその意義を説明することで社会的な意識向上に資するため。</p> <p>7. 国立公園の特別保護地区においては、「動物を放つこと」が禁止されているため、リード無しでの散策等はできないが、持ち込み自体が禁止されているものではないため、ペットの扱いについてのルール必要性については別途継続して検討する。</p> <p>8. 新規のエコツアーについては実施場所や方法により、エコツアー実施者の把握していない規制や必要な調整事項の確認漏れをなくすため。</p>
--	--

b) ツアーの質

内容	<p>エコツアー実施者は、本島におけるエコツアーについては、環境省が定めた「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン (Ver.2.0)」(令和4年 10 月) (*) の主旨を踏まえ、できる限りチェック事項を満たす内容とするよう努力する。</p> <p>(*) <a href="https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku060.pdf">https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku060.pdf</a></p> <p>※同ガイドラインのチェックシート(同ガイドラインの p27-28)を付録として添付。</p>
設定理由	<p>国立公園の自然体験コンテンツとしてより質の高いものとする上で活用が望ましいが、現時点ですべてを満たすことが困難なエコツアーもあることから努力目標とする。</p>

内容	<p>エコツアー実施者は事故防止のため以下を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. エコツアー前における下見、天気予報の確認</li> <li>2. エコツアーの中止基準の設定(天候等)</li> <li>3. ゆとりあるスケジュール設定およびツアー時間の順守</li> <li>4. 安全確認・事故防止のためのチェックリストの作成</li> <li>5. 食品提供時の対策(感染症、食中毒予防)</li> <li>6. ガイド一人あたりの適正な参加人数の設定(ガイドレシオ)</li> <li>7. スタッフの健康管理、感染症対策(感染対策、スタッフ感染時のエコツアー中止等)</li> <li>8. エコツアー参加者への島での滞在ルールの事前説明(後述⑤)</li> <li>9. エコツアー参加者への参加エコツアーに関する事前説明(※)</li> </ol> <p>(※) 日時、所要時間、参加条件、難易度・危険性(危険箇所、危険生物当)、定員、必要装備・服装、中止条件、キャンセル規定、感染症等が疑われる場合の参加自粛等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. エコツアー実施時におけるエコツアー参加者への注意喚起(天候、危険箇所、危険生物等)</li> </ol>
設定理由	<p>事故等を発生させないために設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. できる限り下見を頻繁に行うことで現状の変化を速やかに把握することができ、また島という地</li> </ol>

	<p>域の特性上、強風や天候の急変等に対する備えが常に必要であるため。</p> <p>2. 中止基準を設定することで、無理な開催を防止するとともに、エコツアー参加者への説明も説得力をもつため。</p> <p>3. 時間にゆとりをもつことと、スケジュールを順守することで、無理のない開催ができるため。</p> <p>4. リストアップによりチェック体制を万全にし、ルーティン化による慣れなどからくる確認事項の漏れなどを防止するため。</p> <p>5. 食品類はツアー参加者にも喜ばれることが多いが、特に夏季においては、保存・運搬状態により食中毒などが発生しやすいため。</p> <p>6. エコツアーの内容、また実施するフィールドの広さや遊歩道の幅等、現地の状況に応じてエコツアー実施者がエコツアー参加者の安全を見守ることができ、かつエコツアー参加者もエコツアー実施者の解説が十分に聞くことができるようにするためには、エコツアーガイド一人当たりの適切な人数設定が必要なため。</p> <p>7. スタッフの健全な働き方を確保しつつ、エコツアー参加者への感染症の拡大などを防ぐため。</p> <p>8. エコツアー参加者に改めて、地域が設定した滞在ルールを説明することで、島の自然環境や生活環境などを保全するため。</p> <p>9. エコツアー参加者には、海や山での自然体験が初めての方も少なくないと考えられるため、自身の体力やスキル等に合わせた適切なツアーの選択、装備品等の準備などがなされるようにするため。</p> <p>10. 現地において、改めて注意喚起をすることで、エコツアー参加者の意識が高まり事故防止につながるため。</p>
--	---

内容	<p>エコツアー実施者は、事故・怪我発生時に備え以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本赤十字社や各エコツアー実施者が実施する救急法に関する講習の定期的な受講</li> <li>2. エコツアー時にファーストエイドキット(応急措置のセット)や飲料水等の携行</li> <li>3. 事故発生時の連携体制の準備、対応マニュアルの作成、連絡網の整備</li> <li>4. 保険(傷害保険及び損害賠償責任保険)への加入</li> </ol>
設定理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2. ケガ等の発生時に迅速かつ適切な応急措置を施せるようにするため。</li> <li>3. 現場のエコツアーガイドだけで対応できない事故の発生等も想定されることから、事前に備えるため。</li> <li>4. 事故発生後の対応において保険金での補償を可能とすることで、エコツアー参加者の負担を軽減するため。</li> </ol>

内容	<p>エコツアー実施者は、関係法令を遵守する(関係する主な法令については後述)。</p> <p>なお、全体構想の指定した観光資源との自家用車での送迎については、国土交通省通知「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に 行う送迎のための輸送について」(平成23年3月31日国自旅第239号)及び「道路運送法における許可又は登録を要し</p>
----	---



	ない運送の態様について」(平成30年3月30日国自旅第338号)の主旨を逸脱しないこと。
設定理由	関係法令を遵守することで、適切なエコツアーを実施するため。

内容	<p>エコツアー実施者はエコツアー参加者の満足度を向上させるため以下を実施する</p> <p>1. エコツアー実施者はお客様の満足度や他者への紹介・推奨、再訪意向をより向上させる様々な取り組みを積極的に進める。</p> <p>2. エコツアー実施者等の関係者は、アンケート等によるエコツアー参加者の満足度や改善の指摘等の把握に努めるとともに、協議会等で共有に努める。</p>
設定理由	各エコツアー実施者及び地域に対するエコツアー参加者の満足度を高めることは、エコツーリズムを推進することによる関係者・地域の意欲を高めるとともに、エコツアー参加者の増加にもつながり、地域振興・観光振興にもつながるため。

内容	<p>エコツアー実施者は、台風等の自然災害や人的影響により島内の利用施設の破損等を発見した場合には、直ちに管理者に報告し、管理者は速やかに修復するなどの適切な対応をするよう努める。</p>
設定理由	破損した利用施設を放置すれば、施設利用者のけがなどの事故発生が懸念されるとともに景観上の支障となることも予想され、施設管理者によって一時的な利用中止や早急な修繕などの対応が必要となるため。

### c) 住民の生活環境

内容	<p>エコツアー実施者は、エコツアー企画時や開催時において島民の生活や心情、文化を損なわないよう配慮する。</p>
設定理由	地域の生活・文化が損なわれないようにするため

## ② 来島者向けルール

### a) 島の総合的環境

内容	<p>エコツアー参加者を含めた来島者は以下のルールを守ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「富士箱根伊豆国立公園 伊豆諸島を楽しむ旅の心得」(環境省作成。概要は以下のとおり。詳細は付録参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>◎自然を大切にしましょう</li> <li>◎安全第一</li> <li>◎地域住民の生活に配慮を</li> <li>◎宿の確保、国立公園のマナー&amp;ルール、海釣りのマナー&amp;ルール</li> </ul> </li> <li>・「神津島での滞在ルールについて」(神津島村作成。概要は以下のとおり。詳細は付録参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>◎公共施設の利用と環境保護関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>多幸湾キャンプ場及び沢尻キャンプ場を除くすべての区域でのキャンプ及び野宿の禁止、宿泊施設予約が必須であること(日帰りを除く)、海岸・天上山での直火・コンロの禁止等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
----	--

	<p>◎防犯及び事故防止関係 火災防止、遊泳及びモリ使用、釣り場での事故防止、迷惑行為の禁止</p> <p>◎交通関係に関するルール レンタカー利用等におけるシートベルト、ヘルメットの着用等</p> <p>・島で感染症等対策が取られている場合の来島自粛等</p>
設定理由	島の自然環境、利用環境、生活環境の保全のため。

b) 自然環境・自然観光資源および利用環境

内容	<p>遊漁を行う際は以下のルールを守るものとする。</p> <p>1. 神津島の海洋生物と環境の保全のため、遊漁時におけるゴミ持ち帰りを徹底する。</p> <p>2. 手銛遊漁については「神津島手銛ルール5カ条」(※)が定められている(現行の最新版は平成 23(2011)年6月1日版、参考資料として添付)。また水中銃の使用は東京都全域の海面で禁止されている(東京都漁業調整規則)</p> <p>※「漁船との接触防止」、「フロートの携帯」、「漁業・ダイビング等とのトラブル防止」、「資源保護区での手銛遊漁の自粛」、「密漁行為の禁止」</p>
設定理由	<p>1. 遊漁においては、全国各地で釣り糸やエサ類のプラスチック包装などのゴミ投棄が問題となっているだけでなく、釣り糸に鳥類や海生生物が絡まる、誤って採食して死ぬなどの影響もあるため。</p> <p>2. 漁船等との接触事故などの安全上の課題が生じているため。</p>

c) 住民の生活環境

内容	来島者は、島民の生活環境や文化など地域に培われてきたものを損なわないよう配慮する。
設定理由	神津島は観光地であるとともに1,800人以上の人々が暮らす生活の島でもあり、その生活環境や文化などを大切にすることが、持続的な観光においても重要であるため。

③ 神津島エコツーリズム推進協議会関係者向け

a) エコツーリズムの推進

内容	「神津島エコツーリズム推進協議会」(以下、「協議会」)において、エコツーリズムの推進に関わる関係者が集う会議等を定期的に開催する。
設定理由	関係者間での最新の情報交換・対話・協議、連携強化の推進のため。

内容	協議会やエコツーリズム関係者は地元に対しても島外に対してもエコツーリズムの取り組みに関する情報発信に努める。
設定理由	神津島が島全体でエコツーリズム(地域の宝を大切にしながら行う観光)を推進していることを広く知っていただくため。

内容	協議会をはじめとする関係者は、エコツーリズムに関わるガイド等の人材育成やスキルアップの
----	---

	ための講習会等をできるだけ開催するよう努める。
設定理由	すでに星空ガイド養成講座等の取り組みが進められているが、今後さらに広範囲の案内・解説ができるガイドの育成・スキルアップを図ることが島のエコツーリズム推進において大いに役立つと考えられるため。

### 3) ルールを適用する区域

本構想における推進地域(神津島)全域

### 4) ルールの運用に当たっての実行性の確保

各関係者がルールに則ったエコツアーの実施や取り組みを進めるため、次の方法により実効性を確保する。

#### ①関係者間での共有(チェックリストの作成、公開、共有)

エコツアー実施者等の関係者間でルールを共有・周知徹底し、チェックリストを作成してセルフチェックを行う。チェックリストは、本構想の参考資料として添付する。

#### ②エコツアー参加者への説明

エコツアー参加者が守るべきルールについては、エコツアー実施者等が事前にホームページ等で、またエコツアー参加時に口頭や説明資料を用いて周知し、遵守を依頼する。

#### ③来島者への説明

本島の自然環境や生活文化等を保全するためにもエコツアーに参加しない一般的な来島者にも守っていただくべきルールが策定されており(「神津島での滞在ルールについて」)、これについては来島前、来島中(交通機関等)、到着時に周知することが重要であることから、エコツーリズム関係者が可能な限り周知に注力することとする。

#### ④ルールの見直し

社会状況や自然環境の変化などによる必要性や本構想の定期的な見直しに合わせてルールは見直すものとする。なお、緊急的に見直しが必要な内容については協議会における合意を経て変更し関係者やエコツアー参加者に周知するとともに、本構想への反映は全体構想の見直しの際に行うものとする。

## (2) ガイダンス及びプログラム

神津島には海洋島・火山島ならではの独特の経緯によって成立した自然があり、固有種なども含めて自然公園法等の各種法律・条例等により保護されている。また特に神津島では星空(=夜本来の暗さ)も重要な自然観光資源として保全する取り組みが進んでいる。一方、島という地形の特性上、観光による外部からの人的影響や外来種の持ち込みなどによる影響も受けやすい場所でもある。

この神津島ならではの特徴ある自然を守りつつ、その素晴らしさや恩恵について体験し、学ぶきっかけを提供するガイダンスやプログラムを中心に展開する。

具体的には、エコツアー参加者が実際に目にしたり、体験するもの、すなわち美しい海や白い砂浜、海を泳ぎ回る多種多様な魚類や海生生物、天上山の独特な地形や回復しつつある森林植生と様々な花々、島内の至るところに見られる奇岩、そして降るような星空、このような自然がどうして成立したのか、さらにそれらの自然と密接な関わりがある島の産業、そして地域住民の生活文化や信仰が生まれた経緯や理由をエコツアーガイドがエコツアー

参加者の目の前で解き明かしていくことを主な案内方法とする。

このような解き明かしは単なる知識の提供ではなく、エコツアー参加者の驚きや感動につながるような手法で行われるように配慮し、理想的にはエコツアー参加者の気づきや意識変革にも波及することを目指して行うものとする。また、エコツアーガイドによる直接的な案内ができない場合の補助的な方法として解説版やパンフレット等の手段も活用しつつ、来島者が神津島ならではの自然を楽しめるように努める。

#### 1) 主なガイダンス及びプログラム(エコツアー)の内容

現在行われているものの他、今後想定されるものも含むエコツアーの内容は以下のとおりである。

##### ■ 星空を活用したエコツアー

星空保護区に認定され街灯の改良など様々な取り組みが進められている神津島ならではの星空と、育成が進む星空ガイドによるガイダンスを楽しんでいただくエコツアーが実施されており、今後はますます需要が高まるものと期待される。

##### ■ 陸域の生態系を活用したエコツアー

火山島であり海洋島である神津島ならではの天上山の花や植物、また平安時代の大噴火から回復しつつある森林植生をめぐるエコツアーが実施されている。

##### ■ 特徴的な大地の成り立ちにかかわるエコツアー(ジオツアー)

火山島であり、海洋島である神津島の特徴ある地形を眺められる各眺望ポイントや地質観察ポイントを巡りながら神津島の成り立ちにふれるエコツアーのほか、神津島の大地の特徴が生み出した地域の生活・文化などとの関わりを訪ねるエコツアー、縄文時代にすでに各地に輸出されていた黒曜石にかかわる歴史や体験ができるエコツアーなどが実施されており、今後より幅広い展開が期待される。

##### ■ ハイキング・トレッキング等のエコツアー

その特徴的な地形による多数の眺望ポイントを有する天上山トレッキングや、海岸沿いに整備されている赤崎遊歩道など島内の遊歩道を活用したハイキング、さらにはほぼ一区域に集まっている集落の内のまち歩き、スタンプラリーなど難易度の幅も広い「歩くこと」を中心としたエコツアーが実施されている。

##### ■ 海を活用したエコツアー

手軽に行える磯の生き物観察のほか、黒潮の恵みを釣って楽しみ味わう釣り、透明度の高い美しい海や海底地形、魚類や多数の海生生物を楽しむシュノーケリング、ダイビングなどのエコツアーが実施されている。

##### ■ 歴史・文化・生活を活用したエコツアー

神津島の歴史や信仰に係る史跡巡り(街歩き、スタンプラリー)、地元のキンメダイなど自然の恵みを味わいながら自然との関わりを学ぶ食体験や神津島の特産品の明日葉を収穫する農業体験などが一部行われており、今後も展開が期待される。

## 2) 実施される場所

本構想の対象範囲(島内)全域。

## 3) プログラムの実施主体

すでに島内の NPO、民間団体、個人が中心となってエコツアーを開催しており、今後も協議会等により実施主体の育成に努める。特に島民のエコツアーへの参加を通じ、エコツアー実施体制や情報収集への協力が得られる体制づくりや機運を高めることに努める。

## (3) モニタリング及び評価

エコツアーで活用し、または今後活用することが期待されている自然観光資源等については、本島の独特の自然環境が長い年月をかけて育んだものが多いことから、エコツーリズムの推進がこれらの自然観光資源等に負の影響を与えないよう継続的にモニタリングを行っていくことが大変重要である。

エコツーリズムの推進において影響が発生すると考えられる要素は複数あるが、島外からの観光客が多いことから、変化の中でも特に外来種の侵入についてモニタリングする必要性が高いと考えられる。

モニタリングの方法について、次項以下において記載するが、本構想におけるモニタリングにおいては「継続性」を最重要として実施していくとともに、自然観光資源等へのダメージや外来種の侵入など悪影響が生じていると判断された場合には、内容に応じてエコツアーの実施方法やルールの改善を行うものとする。

### 1) モニタリングの対象と方法

本構想では、モニタリングの最も重要な点は「継続性」であると捉えて取り組みを進める。また特に海洋島であることに鑑み、すでに侵入した、または今後侵入する可能性のある外来種の動向をいち早く把握することも重要となる。これらを踏まえて、ガイド等のエコツアー実施者をモニタリングの主要な主体として実施する。

エコツアー実施者は平時から自然環境・利用環境の変化に注意して観察するものとし、なにかしらの変化(特に悪化)が確認・懸念された場合に協議会に報告する。村や協議会においては島の自然環境等の包括的なモニタリングや情報のとりまとめについて検討・実施するものとする。また、特に懸念事項として考えられるものについては、有識者にモニタリングや対策に関するアドバイスを求める。

### 【対象・方法】

#### ① 自然環境全般

エコツアーで活用している自然観光資源(動植物の生息地・生育地等)の状況に日頃より注意を払い、動植物の個体数や繁殖面積の増減傾向、違法採取など気づいたことを報告するものとする。外来種の情報については特に注意を払うものとする。渡り鳥飛来情報などの利用者の自然ふれあい体験に資する情報も報告し、協議会メンバーで共有するものとする。

#### ② 利用環境

遊歩道など施設の破損、危険性等が確認または懸念された場合には、施設管理者に報告するとともに、協議会へも共有する。特に今後の観光の動向によって、一ヶ所への利用の集中による過剰利用(オーバーユース)による影響などにも注意が必要である。

③その他

エコツアー参加者、一般観光客等からの通報・苦情等については必要に応じて管理者に連絡するとともに、協議会へ共有する。

【報告方法】

電話、メール、FAX 等、報告者の利用しやすいもので可とする。

【協議会への報告事項】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・日時</li> <li>・場所</li> <li>・確認された内容                (例) サクユリの球根が盗掘された箇所を発見した。                    〇〇海岸の侵食が進んでおり、今後後背地にある展望台施設に影響を及ぼす可能性がある。                    △△遊歩道の手すりが先日の台風により破損している。                    エコツアー参加者から□□のトイレが故障しているとの連絡があった。</li> <li>・(可能であれば) 対策案</li> <li>・報告者名(所属)</li> </ul>
---

2) モニタリングに当たっての各主体の役割

主体	役割
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者からの情報集約・整理</li> <li>・会議における共有</li> <li>・モニタリング手法の検討・関係者への共有</li> <li>・対策が必要な場合の行政・有識者への働きかけ</li> </ul>
エコツアー実施者(ガイド、エコツアー実施団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からの情報収集</li> <li>・協議会等への報告</li> <li>・エコツアー参加者への解説(モニタリングを行っている理由やその結果等)</li> </ul>
有識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング結果の分析・評価</li> <li>・モニタリングや対策に関するアドバイス等</li> </ul>
行政(国、都、村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の必要性・実施についての検討・実施</li> </ul>

3) 評価の方法

協議会においては、年度ごとに集約された情報を会議で関係者に共有し、関係者や有識者の意見も聴取しつつ、対策の方向性を定める。なお、評価は、以下の観点から行うものとする。

- ① 自然観光資源の存続上の問題の有無
- ② エコツアーの実施による自然観光資源への影響の有無と程度

これらを踏まえた上で、協議会においては対策の必要性について、有識者の意見を踏まえつつ検討し対応方針を決定するものとする。

#### 4) 専門家や研究者などの関与の方法

協議会において、専門家等によるさらなる分析や評価が必要と判断された場合に、協議会等からの情報提供を受け、自然観光資源に対する影響の程度や対策内容について専門的な見地からアドバイスするものとする。

#### 5) モニタリング及び評価の結果の反映方法

内容	反映の方法
・単独のエコツアー実施者のみで改善できるもの (当該箇所でのエコツアー実施者が限定される場合、ツアー実施者以外の者による影響が軽微な場合など)	・協議会がエコツアー実施者に助言する。
・複数のエコツアー実施者の協力で対応できるもの (複数のエコツアー実施者によるエコツアーが実施されており、エコツアーの実施による影響である可能性が明らかである、または可能性が高い場合)	・協議会において関係者が協議し、改善方法を検討し共有する。意見が分かれる場合は協議会より有識者に助言を求め、関係者に共有し協議する。
・ルールの変更・追加が必要なもの (既存のルールの内容が不十分、またはルールが対応できていない場合)	・協議会より関係者に情報を共有し、本構想の見直し時(必要に応じて随時)にルールを変更する。
・エコツアー実施者や協議会による対応が難しいもの (上記にあげたツアー内容の変更やルールの変更・追加等では対応ができないもので、行政による予算措置や行政指導等が必要な場合)	・協議会より、行政に対して対応を求める。
・特定自然観光資源の指定が必要なもの (エコツーリズム推進法にもとづく強制力のある保護や規制が必要な場合)	・協議会において指定の検討を進め、本構想の見直し時(必要に応じて随時)に指定する。

#### (4) その他

##### 1) 主な情報提供の方法

本島におけるエコツーリズムを推進するため、様々な関係者に対して本島の取り組みについて以下に掲げる情報提供を検討・実施するものとする。

##### ① 島民向け

村の広報誌やホームページ、協議会を始めとする関係者による説明会や講座などにより情報を提供する。

#### ②一般的な観光客向け

村やエコツアー実施者の所有するホームページ、航空機やフェリー等の交通機関内や発着施設（空港、港など）内、観光施設（宿泊施設、土産物販売店等）での掲示やリーフレットの配布などにより情報を提供する。また、情報の多言語化についても推進するものとする。

#### ③マスメディア向け

本島の観光案内等、メディアに対して様々な情報提供を行う際に、エコツーリズムを推進する島であることを併せて情報提供するように配慮する。

#### ④国への依頼

主務省庁に対して国による積極的な広報（エコツーリズム推進法第7条第1項に基づく）を依頼する。

### 2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法

ガイドは、エコツアー参加者に対して本島の魅力や素晴らしさを伝え、楽しんでいただくという大きな役割を担っている。星空保護区の認定を受けて、島民星空ガイドは順調に育成が進んでいるものの、本島の重要な自然観光資源である天上山、歴史、文化など神津島の特徴的な自然観光資源やその他の観光資源を案内できるガイドについては不足かつ後継者が育っていない現状が見られる。そのため協議会を始めとした関係者は星空以外の案内もできるガイドの育成及びスキルアップにも努めるものとする。

具体的には、以下のような取り組みを中心に実施を検討、取り組むこととする。

#### ①エコツアーガイド養成講座の実施（協議会等）

ガイドとしての経験はないものの、ガイド業に興味を持つ方々を対象にエコツアーガイドとしての養成講座を行い人材の裾野を広げる。

#### ②既存ガイドのスキルアップ講座・交流会等（協議会等）

すでにエコツアーガイドとしての経験や実績がある方々を対象としてガイドスキルの向上、商品（エコツアー）開発スキル、営業・販売スキル、人材育成スキルなど、エコツアー事業を総合的に発展させていくためのスキルアップ講座の実施やエコツアーガイド同士の交流会・勉強会を通じた研鑽を図る。

#### ③ガイド個人の研鑽（エコツアー実施者）

各エコツアー実施者（ガイド個人や実施団）は、それぞれが自主的な研修や勉強会の受講、他地域のエコツアーへの参加などを積極的に行うことによってスキルアップを図るものとする。

#### ④エコツアー参加者へのアンケートの実施及び共有

協議会またはエコツアー実施者は、エコツアーの参加者に対してアンケートを行い、可能な範囲でこれらの結果を共有することで各エコツアー実施者の研鑽に活用する。

### 3) 島民参加の推進との連携

エコツーリズムの推進においては、島民の理解と協力も大変重要である。一方、エコツーリズムに関する一般島民の理解を積極的に推進するため、協議会及びエコツアー実施者からの島民向け情報提供に加えて実際にエコツアーに参加し体験してもらう取り組み（島民割引の実施等）を進める。

また、本構想の基本方針にも記したように、エコツーリズムの推進は地域の誇りや郷土愛を育むことにも有効であると考えられることから、学校の児童・生徒による参加の取り組みも進める。



#### 4) 新規参入事業者等への対応

観光振興やエコツーリズムの推進に伴い、今後新たなエコツアー実施者が島内で活動を始めた際には、協議会や関係者より本構想やルールに関する情報提供を行う。また、実施されているエコツアーがエコツアーの趣旨に沿ったものであると判断され、かつ協議会において合意が得られた場合には当該事業者の協議会または協議会に所属する団体への加入に向けた調整を進めるものとする。

## 4. 自然観光資源の保護及び育成

### (1) 特定自然観光資源

本島はほぼ市街地の一部を除きほぼ全域が自然公園法に基づく富士箱根伊豆国立公園の指定区域となっている他、鳥獣保護管理法に基づく国指定祇苗島鳥獣保護区の指定、村の各種条例（神津島村自然保護条例、神津島動植物の保護に関する条例、神津島村星空公園条例等）等の様々な法令により保全が図られているため、今回の本構想の作成にあたっては特定自然観光資源の指定は行わない。

なお、特定自然観光資源を指定した場合、その汚損やごみの放置などの当該特定観光資源を損なう恐れのある行為が規制されるほか特定自然観光資源が所在する区域への立ち入りについて制限することができることとなっている。しかしながら今回は特定自然観光資源の指定を行わないため、これらの規制や制限も行われない。

### (2) その他の自然観光資源

#### 1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本島における自然観光資源の保護及び育成については、まず各法令の遵守を徹底することを基本として、本構想に掲げたルールの普及啓発、さらにモニタリングの実施といった取り組みを進めることで保護及び育成を進める。

#### 2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画など

名称	主な内容
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。国立公園内における工作物の新増築、木竹の伐採、植物の採取等が制限される。
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的とする。保安林における立木の伐採、土地の形質の変更等が制限される。
砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	豪雨による土砂災害、地すべり、急傾斜地の崩壊による被害を防止し国土の保全と民生の安定等に資することを目的とする。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等が行われる。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内外の絶滅のおそれのある野生動物の種を保存するため、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生動物を保全するために必要な措置を定めている。 【参考】環境省レッドリスト 2020、環境省レッドデータブック 2014、東

	京都の保護上重要な野生生物種」(鳥しょ部)～東京都レッドリスト～2011年版、レッドデータブック東京 2014～東京都の保護上重要な野生生物種(鳥しょ部)解説版～等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化等を目的とする。野生鳥獣の捕獲の制限や、国指定鳥獣保護区における鳥獣の保護等が行われる。
漁業法	漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とする。漁業権、漁業の許可、漁業調整委員会等について規定している。
水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、効果を維持することにより漁業の発展に寄与することを目的とする。
国有財産法	国有財産(国有林等)の取得、維持、保存及び運用並びに処分について定めている。
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の貸付等の運用などについて定めている。
東京都環境基本条例	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの。
東京における自然の保護と回復に関する条例	市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。
東京都砂防指定地等管理条例	砂防法の規定に基づき、都内の砂防指定地及び砂防設備の管理に関し必要な事項を定めている。
神津島村自然保護条例	自然の保護と回復及び適正な利用、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、村民をはじめ神津島への来訪者が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。
神津島動植物の保護に関する条例	神津島に生息する希少動植物の保護を行い、神津島の豊かな自然とともに人間と共存し将来に継承することを目的とする。
神津島村星空公園条例	神津島村星空公園指定等に関し、必要な事項を定めることにより、優れた星空を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって村民の生活や動植物などへの環境保護の向上に資することを目的とする。
神津島村修景美化条例	島内のすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽を行うことにより、島内の修景を図り、もって神津島村の美化を推進することを目的とする。
神津島村石材採掘条例	神津島村村有地より生ずる石材及びその土砂の管理・処分に関して定めている。
神津島村キャンプ等禁止区域に関する条例	・指定キャンプ場(多幸湾キャンプ場)及び許可を受けたキャンプ場(沢尻キャンプ場)を除く村内全域でのキャンプの禁止 ・村内全域での野宿の禁止

### (3) 関係する計画や制度等

以下の計画等との整合を図りながら、自然観光資源の保護及び育成を推進する。

名称	主な内容
富士箱根伊豆国立公園指定書、	国立公園の風致景観の保護や利用の方針を示したもので、国

公園計画書、管理計画書	立公園をまとまりのあるいくつかの地域に分け、それぞれについて策定している。
伊豆諸島地域森林計画書(伊豆諸島森林計画区)(令和4~13年年度)	長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進するため森林法に基づく森林計画を定めている。
東京都環境基本計画 2022 (令和4年9月)	東京都の 2050 年のあるべき姿の実現に向けて、2030 年までの行動の具体的な目標と施策のあり方を示したもの。「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」の3つの戦略に「直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取り組みを加えた「3+1戦略」を柱とする。
東京都漁業調整規則	漁業法、水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、東京都における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

## 5. 協議会の参加主体

(1) 協議会に参加する者の 所属及び 氏名、その役割分担

(令和5(2023)年1月31日時点)

構成機関名	役職	役割分担
ネイチャーガイド フルアース	会長	エコツアーの企画・実施、モニタリング、関係者との連絡調整、関係分野(陸域関係)からの助言、ガイドとの連絡調整等
七島花の会	副会長	
神津島ネイチャークラブ	監事	
NPO 法人神津島観光協会	委員	ルールの周知・エコツーリズムの推進に係る広報、観光客向け商品開発、エコツアーの企画・実施、モニタリング、ガイドとの連絡調整、関係者との連絡調整、関係分野からの助言等
神津島村商工会	委員	関係者・地域住民との連絡調整、関係分野(地域の産品等)からの助言等
神津島漁業協同組合	委員	
神津島農業協同組合	委員	
神津島遊漁船組合	委員	エコツアーの企画・実施、モニタリング、関係者との連絡調整、関係分野(海域関係)からの助言等、ガイドとの連絡調整
神津島ダイビング協会	委員	
東海汽船株式会社・神新汽船株式会社神津島代理店	委員	関係者との連絡調整、関係分野(交通手段の利用状況等)からの助言等
新中央航空株式会社	委員	
環境省伊豆諸島管理官事務所	委員	所管する制度の運用、各種関連事業の実施、関係分野(行政関係)からの助言等
東京都大島支庁	委員	
神津島村	事務局長 事務局 事務局	
日本エコツーリズム協会	運営協力 運営協力	エコツーリズムに関する専門的助言
環境省関東地方環境事務所	オブザーバー オブザーバー	所管する制度の運用、各種関連事業の実施、関係分野(行政関係)からの助言等
国土交通省関東運輸局	オブザーバー	
農林水産省関東農政局	オブザーバー	
農林水産省林野庁関東森林管理局	オブザーバー	

## 6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

### (1) 環境教育の場としての活用と普及

#### 1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

エコツーリズムの取組を継続的に推進していくためには、エコツアーの企画・運営に当たって「子ども」を対象とした視点も重要となる。具体的な理由としては、本構想の基本方針にも記したように、環境教育を通じたエコツーリズムの推進は地域の誇りや郷土愛を育むことにも有効であると考えられること、またエコツアーにおける環境教育的な要素に対する潜在的なニーズには家族連れも大きいと考えられ、今後の継続的なニーズの掘り起こしにもつながるため島内外において「子ども」視点の取り組みを進めることとする。

特に、地域の子どもたちが主体的に関われれば、地域一体となった取り組みへの発展が容易になるとともに、子どもたちが地域の自然への理解を深め、地域に対して愛着を持つことで、将来的な地域やガイドの後継者づくりにつながることが期待される。このような観点から地元学校との連携にも注力することとする。

このような環境教育の場としての活用と普及啓発を図るため、ガイダンス及びプログラムの実施にあたっては次の点に留意する。

#### ① エコツアー実施者の理解を深める

環境教育を推進するにあたっては、エコツアー実施者自身が神津島の自然環境はもちろん、歴史や文化に関しても深い知識と理解を備えている必要がある。エコツアー実施者はそれらの知識と洞察を深める研鑽を常に積むものとする。

#### ② エコツアー参加者とともに考える

環境教育においては、単なる知識の伝達ではなく、様々な視点から考えるプロセスが大変重要である。エコツアー実施者はエコツアー参加者と「ともに考える」ことに重点をおいたエコツアーを提供する。

#### ③ 自ら実践する

エコツアー実施者は、自ら環境保全に資する行動を実践し、その経験を踏まえた環境教育にかかるガイダンス及びプログラムを実践する。

### 2) 地域住民に対する普及啓発の方法

エコツーリズムを推進する上で、地域住民の理解は欠かすことのできないものであり、さらに神津島エコツーリズム推進全体構想の基本方針における「1. 守る、引き継ぐ」、「2. 伝える、広める」及び「3. 自立・持続し、還元する」を実現していくためには、さらに地域住民の協力も不可欠である。

地域住民の理解と協力を得ていくために、村役場をはじめとする協議会関係者による地域住民との直接的な対話、リーフレット等の配布による普及啓発、地域住民を対象としたエコツアー参加やガイド育成などを行う。

### (2) 他の法令や計画等との関係及び整合

エコツーリズムの実施・推進にあたっては、自然観光資源に関する主な法令等の他、以下の法令等も遵守しつつ進める。

1) 関係法令（自然観光資源に関する主な法令以外のもの）

名称	内容
観光立国推進基本法	観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進
文化財保護法	記念物（史跡等）等の文化財を保存・活用することを目的として、記念物に対する現状の変更や保存に影響を及ぼす行為を制限
旅行業法	旅行業（運送、宿泊サービスの代理契約など）を営む場合の登録等
道路交通法	道路を通行する場合の規制等
道路運送法	旅客を自動車で運送する場合の許可制度
離島振興法	離島の自立的発展、島民の生活の安定及び福祉の向上、人口減少の防止、定住の促進
医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（薬機法）	医療行為（診断、投薬等）に関する規制
食品衛生法	食事の提供等に関する規制
通訳案内士法	通訳案内士の名称独占に関する規制

2) 関連する主な計画や制度等

計画等名称	概要
東京都離島振興計画 （平成 25 年（2013）度～ 平成 34（2022）年度） ※現在、次期計画策定中	「定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生」を基本理念として、伊豆諸島の目指すべき姿とその実現に向けた取組の方向性等を示すもの。 【神津島の目標】 利便性が高く、活気があり、福祉が充実し、文化豊かで、自然と共生する安全で快適に暮らせる「暮らして良かったと実感できる」島になっている。
国立公園満喫プロジェクト /富士箱根伊豆国立公園 ステップアッププログラム 2025	【国立公園満喫プロジェクト】 （趣旨） 国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る。  1.日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進します。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現します。 2.地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出し

	<p>【富士箱根伊豆国立公園ステップアッププログラム 2025】  (富士箱根伊豆国立公園全体の「目指すべき目標」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上質化された魅力を快適に満喫できる国立公園</li> <li>・滞在・周遊により特色ある魅力を体験できる国立公園</li> <li>・脱炭素・循環型の取組を先導する国立公園</li> </ul>
<p>観光立国推進基本計画  (平成 29(2017)年3月  閣議決定)</p>	<p>観光立国推進基本法にもとづく計画。</p> <p>【基本的な方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民経済の発展</li> <li>2. 国際相互理解の増進</li> <li>3. 国民生活の安定向上</li> <li>4. 災害、事故等のリスクへの備え</li> </ol>

### (3) 農林水産業や土地の所有者との連携及び調和

エコツアーを実施する際には、農林水産業及び土地所有者と事前にエコツアーの内容について調整し関係者の了解を得て実施するものとする。

また、農林水産業による産品は、神津島の自然環境そのものまたは密接に関わるものであることから、エコツアーにおける解説や体験内容に加える、ツアー中の食体験に取り入れる、将来的な商品開発を視野に入れるなどのエコツアーと農林水産業が相互に発展しあえる取り組みを積極的に取り入れるものとする。

### (4) 地域の生活や習わしへの配慮

本島には独自の生活・文化・習わしが残されており、観光客など地域住民以外の人々が関わるのがないものも存在する。エコツアー実施者はこれら地域独自の生活・文化・習わしに十分配慮・尊重し、地域の理解を得ながら取り組みを進めるものとする。

### (5) 安全管理

エコツアー実施者は安全確保に関するルールを遵守するのみならず、さらなる安全性の向上を目指して積極的に取り組むものとする。また、協議会はエコツアー実施者の安全確保に役立つ情報の提供等に努める。

### (6) 全体構想の公表

本構想の作成、変更または廃止を行った時は、村の広報やホームページ等で周知する。



## (7) 全体構想の見直し

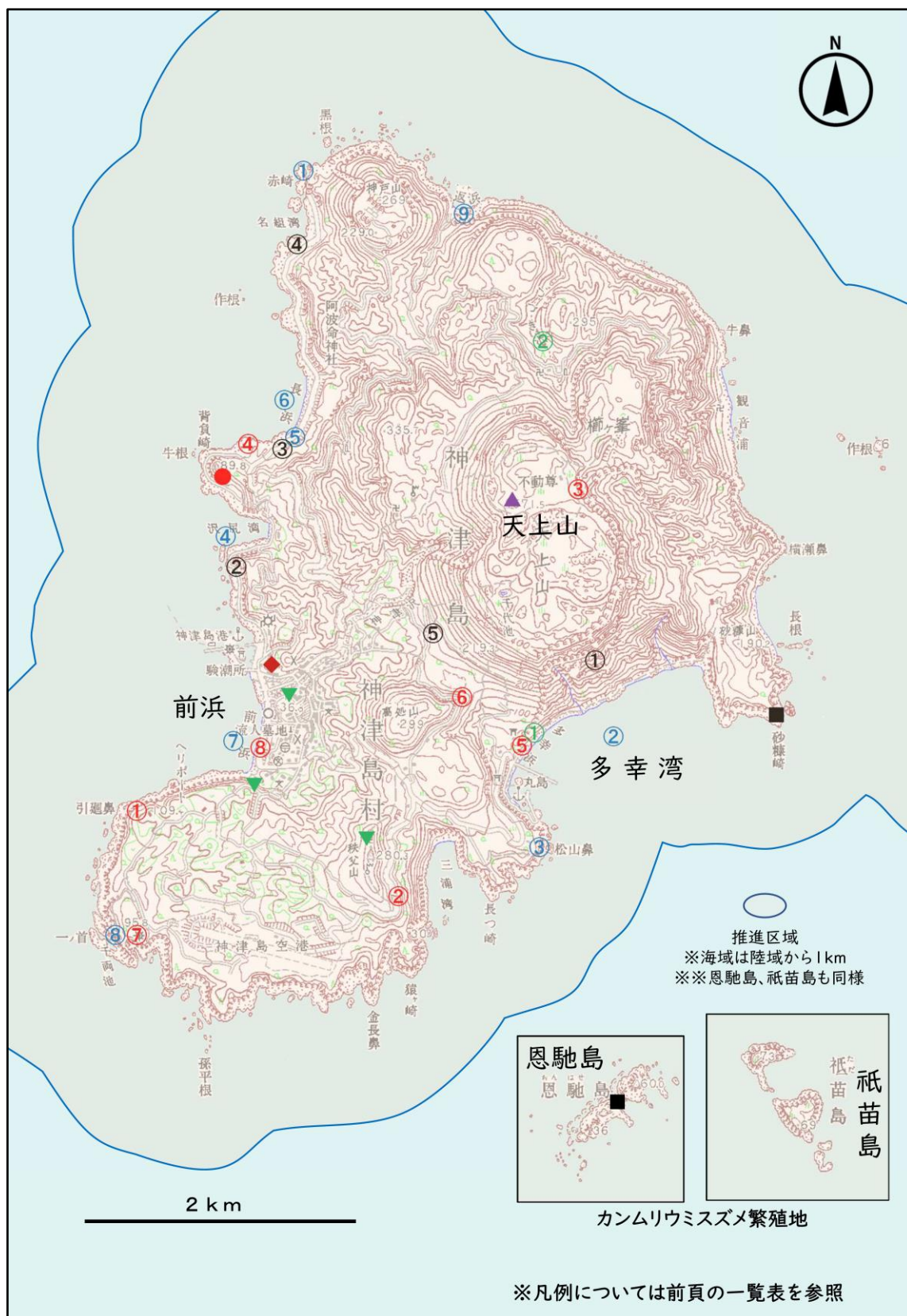
全体構想は、協議会において毎年度推進状況について把握・整理するとともに概ね5年ごとに構想の見直しを行う。なお、協議会において見直しが必要と判断された場合は、随時見直すものとする。

付録

1. 自然観光資源一覧表

区分	細区分	番号
自然景観	眺望ポイント	①ありま展望台 ②三浦湾展望台 ③新東京百景展望地 ④めいし遊歩道 ⑤黒曜石展望地 ⑥高処山展望台 ⑦神津島灯台 ⑧はるか展望台 ⑨夕陽(広域に存在するため位置図に記載せず)
	星空	(広域に存在するため位置図に記載せず)
地形・地質	黒曜石	■(代表的な箇所として砂糠崎、恩馳島を記載)
	天上山	▲(天上山山頂)
	火山地形・奇岩等	①多幸湾側断崖 ②うずまき岩 ③メッポー山 ④踊り岩(名組岩) ⑤山の神・冷風穴
	海・海浜・入江	①赤崎遊歩道 ②多幸湾 ③松山遊歩道 ④沢尻湾 ⑤ぶっ通し岩 ⑥長浜海岸 ⑦前浜海岸 ⑧千両池 ⑨返浜
	水	①多幸湧水 ②つづき湧水
	温泉	●(神津島温泉保養センター)
生態系	海洋島・火山島生態系	(広域に存在するため位置図に記載せず)
植生	植生全般	(広域に存在するため位置図に記載せず)
	天上山の花々	(広域に存在するため位置図に記載せず)
動物	鳥類	(鳥類全般は広域に生息する。カンムリウミスズメの繁殖地として恩馳島、祇苗島について記載)
	魚類・海洋生物	(広域に存在するため位置図に記載せず)
	その他の生物	(広域に存在するため位置図に記載せず)
生活文化	かつお釣り神事	◆(神事が催される物忌奈命神社について記載)
	二十五日様	(特定の場所に係るものではないため記載せず)
	二十三夜待ちと月待ちの塔	▼(月待ちの塔3箇所について記載)

## 2. 自然観光資源等位置図



### 3. チラシ「神津島で手鉈遊漁を楽しむ皆様へ」

平成23年6月1日改正

神津島地区海面利用協議会・神津島村役場・神津島漁業協同組合・神津島観光協会

## 神津島で手鉈遊漁を楽しむ皆様へ

最近、手鉈遊漁者（遊泳しながら鉈・ヤス等の漁具を使って魚などを獲る人）の沖合への進出により、漁船との接触未遂事故がおきています  
 そのため、接触事故を未然に防ぎ安全に手鉈遊漁を楽しんでいただくために、関係団体とともに『神津島手鉈遊漁ルール5カ条』を作りました。  
 皆様には、この主旨をご理解いただくとともに、ルールの遵守についてご協力をお願いします。

### 神津島手鉈ルール5カ条

1. <漁船との接触防止> ◎神津島では漁業が盛んで、漁船が高速で航行する海域が多数あり、これらとの接触事故を防止するため、神津島手鉈ポイントマップにおいては、船主は充分に注意して航行しますが、手鉈遊漁者も十分に注意して遊泳し、沖合には絶対出ないようにしてください。
2. <フロートの携帯> ◎手鉈遊漁中であることが船舶から認識しやすいように、遊漁中には「黄色」または「オレンジ色」等の海面でも目立つフロート（ボンデンやタンポ）を必ず携帯するようにしてください。（可能であれば、タンポに旗を立ててください。）
3. <漁業・ダイビング等とのトラブル防止> ◎手鉈の使用が他人の危険または迷惑とならないよう、漁業・ダイビング・釣りなどが行われている海域では手鉈遊漁を自粛してください。
4. <資源保護区での手鉈遊漁の自粛> ◎神津島では漁業資源保護を目的に禁漁区域が設定されていますので、右側の「神津島手鉈遊漁ポイントマップ」に掲載されている禁漁区域での手鉈遊漁はご遠慮ください。
5. <密漁行為の禁止> ◎イセエビ・トコブシ・サザエ・天草・トサカノリなど漁業種魚種の採捕禁止

#### 水中銃の使用は禁止されています。

神津島をはじめ東京都全域の海面（伊豆諸島・小笠原諸島含む）では東京都漁業調整規則により水中銃（スピアガン、発射装置付きの鉈やヤスなどの刺突漁具類）の使用は禁止されています。  
 詳細については、東京都大島支庁産業課（TEL 04992-2-4431）または東京都産業労働局農林水産部水産課（TEL 03-5320-4850）までお問い合わせください。

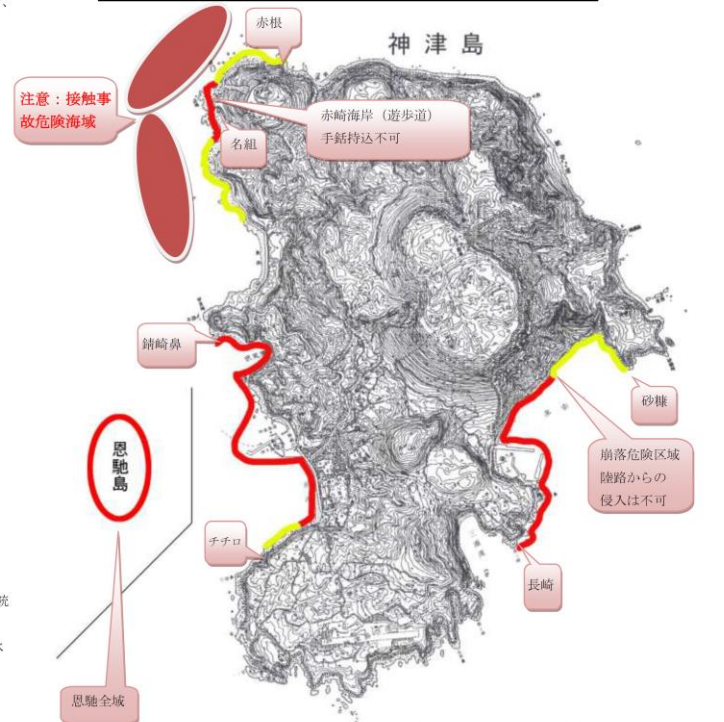
尚、皆様のご意見を参考に、実態に即した安全性の高いルールになるよう、定期的に見直す予定です。ご意見がございましたら、下記へお知らせください。

- |                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| 1. 神津島地区海面利用協議会事務局（村役場産業観光課内） | TEL 04992-8-0011 |
| 2. 神津島漁業協同組合                  | TEL 04992-8-0007 |
| 3. 神津島観光協会                    | TEL 04992-8-0321 |

## 神津島手鉈遊漁ポイントマップ

※印刷の都合上薄いピンク色が黄色ラインとなります。

赤ライン：手鉈遊漁禁止区域 黄ライン：手鉈遊漁要注意区域



赤色ラインは禁漁区域、混雑する海岸、漁業調整区域、頻りに船舶の航行する区域のため禁止としています。黄色ラインについては十分注意し、入江、海岸沿いで行ってください。海岸線 30m～50m 沖合は船舶が多く航行します。（ルール遵守の条件付き区域となります。）  
 その他区域においても十分注意し船舶との接触等事故回避に努めてください。  
 ※前浜、沢尻潜底崖は禁漁区域、観音浦漁礁、アオリ漁礁付近では手鉈を行わないでください。

#### 4. 国立公園における自然体験コンテンツガイドライン (Ver2.0) (令和4(2022)年10月)

※チェックシート(p27-28)を抜粋

 <b>3. チェックシート</b>		<small>※コンテンツ造成の⑩について訪日外国人を受け入れていない場合は「該当なし」にチェック  <small>※安全対策・危機管理の⑥⑦及び環境への貢献・持続可能性の④については、実施プログラムが屋内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック</small> </small>		
<b>(1) 基本的項目 (フェーズ1) チェックシート</b>		満たしている	満たしていない	該当なし
基本的項目 (フェーズ1)				
コンテンツ造成	①コンテンツを通して国立公園の機能や活動フィールドの紹介など基本的な情報を提供している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②当該地域や国立公園でしか体験できない、その場所ならではの体験を提供している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	③参加者に提供する商品の狙いが明確に設定されている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	④観光の動向を把握しターゲット層を定めてコンテンツを造成・改善している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑤ルート・スケジュール・時間配分等、適切なプログラム内容となっている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑥事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、インタープリテーション等の案内に関するトレーニング等を定期的に行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑦参加者のスキルやレベルに応じた指導やプログラム変更を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑧雨天時の代替プランを用意するなど天候等の変化に対する準備を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑨コンテンツの催行・サービスの提供に必要な人員が確保できている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑩対象とする外国人旅行者の受入環境整備ができている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
安全対策・危機管理	①関係機関が策定した新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、対策を徹底している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②安全に催行するための催行基準を定めている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	③保険 (損害賠償責任保険・傷害保険等) への加入など万が一のケガや事故に備えている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	④安全管理が可能な適切な運営体制を構築している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑤緊急時の対応について事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して安全管理に関するトレーニング等を定期的に行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑥屋外で活動する場合、天候や災害等のリスクをガイドやインタープリターが判断し、アクティビティの中止・変更、安全な行動を促すことができる	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	⑦装備を必要とする体験の場合、体験内容・レベルに応じた装備を使用している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	⑧事故や災害発生時の緊急対応マニュアルを作成している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
環境への貢献・持続可能性	①持続可能な環境活動について遵守しているガイドラインやルールがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②地域・国立公園の生態系、野生生物の保護に配慮している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	③国立公園における行為規制について理解し、遵守している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	④屋外で活動する場合、フィールド特性に合わせたプログラム参加者の人数制限等を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	⑤アクティビティ中に発生する廃棄物 (プラスチックごみを含む) の削減に取り組み、発生した廃棄物は全て持ち帰っている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑥自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化的資源 (地域の信仰や風習含む) を尊重し、過大な負荷をかけないように配慮している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑦「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D) 」を読んでいる	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	



### 3. チェックシート

#### (2) 発展的項目（フェーズ2）チェックシート

※コンテンツ作成の⑤⑥について訪日外国人を受け入れていない場合は「該当なし」にチェック  
 ※安全対策・危機管理の④及び環境への貢献・持続可能性の④⑤については、実施プログラムが屋内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック

発展的項目（フェーズ2）		満たしている	満たしていない	該当なし
コンテンツ作成	①コンテンツに当該国立公園・地域ならではのストーリー性を持たせている	✓	✓	
	②コンテンツを通して、参加者の学習意欲を高め、行動変容を促している	✓	✓	
	③コンテンツの付加価値を高め商品単価の向上を図っている	✓	✓	
	④ガイドやインタープリターの専門性を高めるため、地域ぐるみで人材育成に取り組んでいる	✓	✓	
	⑤ターゲットとする外国人旅行者と十分な言語コミュニケーションがとれるガイドやインタープリターが対応している	✓	✓	✓
	⑥外国語での情報発信を行っている	✓	✓	✓
	⑦地域ぐるみで、体験コンテンツの誘客・販売活動を実施している	✓	✓	
安全対策・危機管理	①事故や災害など緊急時における地域との協力体制ができている	✓	✓	
	②第三者機関が実施する安全講習を受講し、認定を受けている	✓	✓	
	③事故や災害等の発生後の事業継続のための危機管理計画ができている	✓	✓	
	④屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等で催行判断基準を主体的に定めている	✓	✓	✓
環境への貢献・持続可能性	①持続可能な環境活動について独自のビジョンや行動指針を定めている	✓	✓	
	②環境保全協力金や環境保全活動を通じて、地域の自然環境保全等に取り組んでいる	✓	✓	
	③エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減など、脱炭素化に向けて取り組んでいる	✓	✓	
	④屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等でフィールド特性に合わせた人数制限や行動規範について主体的に関与してルールを定めている	✓	✓	✓
	⑤屋外で活動する場合、フィールド内の自然環境を定期的にモニタリングしている	✓	✓	✓
	⑥地域として水環境への影響を最小限に抑えている	✓	✓	
	⑦地域の農林水産業や多様な事業者との連携など、地域経済に対する貢献を意識し取り組んでいる	✓	✓	
	⑧地域内の協議会等の組織間でコンテンツの質の確保・向上に向けた知識の共有や人材育成をしている	✓	✓	
	⑨地域として、国際的な認証を取得している／国際的な認証の取得に向けて準備している	✓	✓	
	⑩多様性を尊重した事業運営をしている	✓	✓	

5. 「富士箱根伊豆国立公園 伊豆諸島を楽しむ旅の心得」(令和5年3月)



富士箱根伊豆国立公園  
伊豆諸島を楽しむ  
旅の心得




八丈町 - 東京海洋大学鯨類学研究室



伊豆諸島はそのほとんどが国立公園の区域内にあります。島々は美しい海に抱かれ、火山島ならではの動植物が息づいています。貴重な自然を守り、恵みを享受し、そして存分に楽しんでいただくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

旅の心得:1 自然を大事にしましょう

国立公園内の自然は、島それぞれに独自の特徴をもつ貴重なものです。特に小さな島の生態系は、とてもデリケートです。気づかないうちに取り返しのつかない影響を及ぼしてしまう可能性があります。



動植物や石などを採らないでください。外来種を放さないでください

BBQ やたき火は指定の場所でおこなしましょう



車や自転車の乗入れ禁止の場所に注意しましょう



釣り等のレジャーは、ルールを守っておこなってください※1



※1 海では、イセエビ、サザエ、イワノリなど、漁業権の対象となっているものがあります(裏面をご確認ください)

旅の心得:2 安全第一

自然は私たちの心をいやしてくれる一方で、急に牙をむき、襲い掛かってくる場合があります。根拠のない楽観は禁物です。



立入禁止の場所や、海水浴場以外の海には入らないでください



山に入るときは登山届を出しましょう※2

戻りが夜遅くなるときは、宿泊先等に知らせておきましょう





携帯電話、スマートフォンのつながらないエリアがあります

※2 登山届について、記入台が設置されていない場所、出する必要がない場所もあります。

旅の心得:3 地域住民の生活に配慮を

観光で訪問される方にとって島は非日常の空間ですが、住民にとっては日々の暮らしの場です。みなさんが日常生活において守っているマナーを、島でも守ってください。

公園や駐車場など宿泊施設以外の野宿・キャンプはしないでください



庭や畑などの私有地には立ち入らないでください



夜、大声で騒いだり、大きな音を出したりしないでください



集落内を水着や上半身はだかで歩き回らないでください



大島観光協会

利島村

新島村

御蔵島観光案内所

八丈島観光協会

式根島観光協会

神津島観光協会

三宅島観光協会

Oshima

Toshima

Niijima

Shikinejima

Kozushima

Miyakejima

Mikurashima

Hachijojima

まだの人は  
今すぐ確認を！

# 宿は確保 できていますか？

決められた場所以外でのキャンプや野宿はしないでください。  
各島の宿泊施設数は限られており、  
予約がないと上陸を断られる場合があります。  
QRコードから各島の自治体や観光協会が提供している  
宿泊施設情報を閲覧できます。キャンプ場も要予約です。

## 国立公園の マナー&ルール

伊豆諸島はそのほとんど  
が国立公園の区域内に  
あります。他にも守ってほ  
しいことがありますので、  
ぜひチェックしてください。

環境省

海で楽しむ  
皆さんへ

## 海釣りの マナー&ルール

釣りは伊豆諸島を代表する  
レジャーのひとつ。一方  
で、地元の人々にとって  
漁業は大切な産業の一  
つです。マナー、ルールを  
確認しましょう。

東京都産業労働局

このほか、ルールや最新  
情報などは各島から  
発信されています。  
自治体や観光協会の  
HPをチェックしましょう！

富士箱根伊豆国立公園  
伊豆諸島ガイドブック  
「つなぐものがたり」

伊豆諸島の自然や  
各島の特徴を紹介しています。

※PDFで閲覧できます

国立公園伊豆諸島地域連絡協議会（協議会事務局：環境省 伊豆諸島管理官事務所）

東京都、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、一般社団法人東京諸島観光連盟、  
東海汽船株式会社、公益財団法人東京都公園協会神代植物公園植物多様性センター

環境省  
Ministry of the Environment

令和5年3月



## 6. 「神津島での滞在ルールについて」(令和4(2022)年版)

# 神津島での滞在ルールについて

神津島は、島全体が富士箱根伊豆の「国立公園」です。

美しい神津島の自然を大切にしましょう

役場 産業観光課 tel 04992-8-0011  
神津島観光協会 tel 04992-8-0321

【令和4年度 観光受入対策会議 決定事項】

### ◎ 公共施設利用と環境保護関係

- (1) 多幸湾ファミリーキャンプ場を除くすべての区域でキャンプ及び野宿は禁止されています。
- (2) 宿泊施設のご予約がない方は、当日、宿の手配が困難なため、日帰りにてお戻りいただくこととなります。(日帰りを除く)
- (3) 海岸・天上山等については、直火(地面での焚き火)は禁止となっております。(コンロも不可)
- (4) 神津島では、環境問題を考えゴミの分別を強化しております。皆様方がお出しになったゴミは、宿にお持ち帰り、分別処分して下さいませよう、お願いします。
- (5) 島内に生息する動植物(昆虫を含む)は、神津島自然保護条例等により、持ち出し等が禁止されています。(罰金が科せられます。)

### ◎ 防犯及び事故防止関係

#### 1. 火災防止等について

- (1) 神津島全域での焚き火は禁止とします。
- (2) 花火は、指定区域海岸で海に向かって行って下さい。なお午後10時以降は禁止とし、風の強い日は禁止とします。
- (3) 花火指定区域は、前浜海岸のみとし、ロケット花火は禁止とします。
- (4) 花火の後始末(ゴミ)は必ず、責任を持って持ち帰るようにお願いします。
- (5) 歩きながらの喫煙や、ポイ捨ては火事の原因になりますので、絶対にしないで下さい。
- (6) 火を扱う際は、警察・消防団の指示に従って下さい。

#### 2. 遊泳及びモリ使用について

- (1) お出かけの際は、行き先・お帰りの時間を宿へお知らせください。(登山についても同様にお知らせください。)
- (2) 8月の約1ヶ月間、前浜・赤崎・多幸湾丸島の海水浴場では、9時～16時まで、ライフガードが配備されています。
- (3) 海水浴場の指定がない海岸(返浜・千面池・多幸湾メイン)での遊泳は禁止されています。
- (4) ライフガード不在の海水浴場で遊泳をされる際には、十分注意して下さい。
  - ・神津島は、岸からすぐに水深が深くなる地形や、海岸から沖へと流れる離岸流があり危険ですのでご注意ください。
  - ・飲酒直後の遊泳は、絶対におやめください。気温と水温の差が大きくなり、体に負担がかかるため大変危険です。
  - ・赤崎での「飛び込み」は、潮の干満により海底に体がつかう可能性もありますので、十分に気を付けてください。
  - ・前浜港～沢尻湾にかけては、禁漁区域となり、遊泳や釣りなど立ち入りも禁止されています。(懲役、罰金が科せられます)
  - ・イセエビ、アワビ、とこぶし、サザエ等は全地域で禁漁です。(懲役、罰金が科せられます)
  - ・神津島は、黒潮の恵みを受けておりますので、潮の流れがとても速く、一度沖に出ると岸に帰ってくる事が出来なくなることがあります。「海は危険」ということを必ず思いながら、自らを過信しないようお願いいたします。

#### 3. 釣り場での事故防止について

- (1) 釣りをする方は、マナーを守り、ライフジャケット、スパイクシューズを着用の上、安全な場所で行って下さい。
- (2) 港湾及び海岸において、関係者以外立ち入り禁止の表示がなされている場所への立ち入りはしないで下さい。
- (3) 昼夜、釣りを理由に宿を取らないことは、野宿となり、条例で禁止されています。(罰則あり)

#### 4. 他人に迷惑を及ぼす行為の禁止について

- (1) 住民に迷惑のかかる騒音発生等の行為の自粛をお願いします。また、村内、前浜海岸等で酒宴はご遠慮下さい。特に、夜、よたね広場においては、星空観察を目的に来ている方の迷惑になりますので、飲酒、迷惑のかかる騒音、花火をしないでください。

### ◎ 交通関係

- (1) 村内道路は、狭い上、一方通行路が多いことから運転や歩行される場合には、交通事故防止、安全運転等に努めて下さい。
- (2) レンタバイク・レンタサイクル等につきましては、ヘルメット着用をお願いします。
- (3) 13歳未満の子供につきましては、自転車でもヘルメット着用が義務付けられています。
- (4) レンタカー・レンタバイクを運転する際は、必ず、シートベルト・ヘルメットの着用をお願いします。
- (5) 車両の鍵は、所有者が確実に管理して下さい。(所有者、借り主が責任を問われることがあります。)

viii

## 7. ルールのチェックリスト

### (1) エコツアー実施者向けのルール

ルールによって保護・向上する対象	ルールの内容	✓
自然環境・自然観光資源	1. 野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないコース・エコツアー内容の設定	
	2. 夜間にエコツアーを行う際の「神津島村の美しい星空を守る光害防止条例」の遵守を始めとする光害への配慮	
	3. エコツアー参加者に対する禁止事項(※)の伝達と注意喚起 ※動植物等の採取禁止、遊歩道からの踏み外し等	
	4. 盗掘などのおそれが高い動植物の生息場所等の非公開	
	5. ゴミの持ち帰り、回収	
	6. 環境に配慮した商品等の利用努力	
	7. ペット連れ散策についての注意喚起(他の利用者への配慮、リードをつける、ダニの危険性等の周知)	
ツアーの質	エコツアー実施者は、本島におけるエコツアーについては、環境省が定めた「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン(Ver.2.0)」(令和4年10月)(※)の主旨を踏まえ、できる限りチェック事項を満たす内容とするよう努力する。	
	エコツアー実施者は事故防止のため以下を実施する。	
	1. エコツアー前における下見、天気予報の確認	
	2. エコツアーの中止基準の設定(天候等)	
	3. ゆとりあるスケジュール設定およびツアー時間の遵守	
	4. 安全確認・事故防止のためのチェックリストの作成	
	5. 食品提供時の対策(感染症、食中毒予防)	
	6. ガイド一人あたりの適正な参加人数の設定(ガイドレシオ)	
	7. スタッフの健康管理、感染症対策(感染対策、スタッフ感染時のエコツアー中止等)	
	8. エコツアー参加者への島での滞在ルールの事前説明(後述⑤)	
	9. エコツアー参加者への参加エコツアーに関する事前説明(※)	
	(※)日時、所要時間、参加条件、難易度・危険性(危険箇所、危険生物当)、定員、必要装備・服装、中止条件、キャンセル規定、感染症等が疑われる場合の参加自粛等	
	10. エコツアー実施時におけるエコツアー参加者への注意喚起(天候、危険箇所、危険生物等)	
	エコツアー実施者は、事故・怪我発生時に備え以下を行う。	
	1. 日本赤十字社や各エコツアー実施者が実施する救急法に関する講習の定期的な受講	
	2. エコツアー時にファーストエイドキット(応急措置のセット)や飲料水等の携行	
3. 事故発生時の連携体制の準備、対応マニュアルの作成、連絡網の整備		
4. 保険(傷害保険及び損害賠償責任保険)への加入		
関係法令の遵守		
エコツアー実施者はエコツアー参加者の満足度を向上させるため以下を実施する		
1. エコツアー実施者はお客様の満足度や他者への紹介・推奨、再訪意向をより向上させる様々な取り組みを積極的に進める。		
2. エコツアー実施者等の関係者は、アンケート等によるエコツアー参加者の満足度や改善の指摘等の把握に努めるとともに、協議会等で共有に努める。		
エコツアー実施者等のエコツーリズム関係者は、台風等の自然災害や人的影響により島内の利用施設の破損等を発見した場合には、直ちに管理者に報告する。		

住民の生活環境	エコツアー実施者は、エコツアー企画時や開催時において島民の生活や心情、文化を損なわないよう配慮する。	
---------	--	--

(2) 来島者向けルール

ルールによって保護・向上する対象	ルールの内容	✓
島の総合的環境	<p>エコツアー参加者を含めた来島者は以下のルールを守ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「富士箱根伊豆国立公園 伊豆諸島を楽しむ旅の心得」(詳細は付録参照)</li> <li>・「神津島での滞在ルールについて」(詳細は付録参照)</li> </ul> <p>・島で感染症等対策が取られている場合の来島自粛等</p>	
自然環境・自然観光資源及び利用環境	手銚遊漁についての「神津島手銚ルール5カ条」	

(3) 神津島エコツーリズム推進協議会関係者向け

ルールによって保護・向上する対象	ルールの内容	✓
エコツーリズムの推進	<p>協議会において、エコツーリズムの推進に関わる関係者が集う会議等を定期的に行う。</p> <p>協議会やエコツーリズム関係者は地元に対しても島外に対してもエコツーリズムの取り組みに関する情報発信に努める。</p> <p>協議会をはじめとする関係者は、エコツーリズムに関わるガイド等の人材育成やスキルアップのための講習会等をできるだけ開催するよう努める。</p>	

## 8. 神津島エコツーリズム推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 神津島村においてエコツーリズムを推進するため、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)第5条第1項の規定に基づき「神津島エコツーリズム推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、神津島の自然環境や歴史文化に親しむ機会の提供、地域資源の保全と適正な管理及び地域振興への貢献を同時に実現する神津島ならではのエコツーリズムを確立し、地域全体の合意形成のもとにこれを推進することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) エコツーリズムの普及、啓蒙
- (2) エコツーリズム推進のための全体構想の作成及び変更に関する事
- (3) 保全と利用の調整のために必要なルールや制度について
- (4) ガイドの認定や登録等の制度について
- (5) エコツーリズム推進のための実行組織の設立について
- (6) 地域産業との連携について
- (7) その他エコツーリズムの推進に必要な事項について

### (構成)

第4条 協議会は、別紙に掲げる機関によって構成し、原則としてその期間の代表者を委員とする。

2 前条に定める委員のほか、新たに委員を加える場合は、第8条に定める会議の場において協議し決定する。

3 委員は、前2項に定める者について村長が委嘱する。

### (役員)

第5条 協議会に会長及び副会長、監事を置く。

2 会長、監事は、委員の互選により決定する。

3 副会長は、会長が選任し、協議会の同意を得る。

4 会長及び副会長、監事の任期は2年とする。ただし、協議会の同意を得て延長できるものとする。

5 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

6 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代行する。

7 監事は、協議会の会計事務を監査する。

### (アドバイザー)

第6条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、村長が委嘱する。

### (部会)

第7条 協議会には、第3条の所掌事項について検討するため、部会を設置することができる。

2 部会に部会長を置く。

3 部会は、協議会委員、構成機関に所属する者及び部会の所管する事項に関する知見を有する者のうちから、会長が選任する者をもって構成する。

4 部会は、検討の結果を協議会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集する。

2 会長不在のときは、副会長が会議を招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、資料の説明または意見を聞くことができる。

4 会議の進行は、副会長が行うものとし、副会長が欠けるときは、あらかじめ会長が指名する委員があたる。

5 会議では、協議会の所掌事項に関する基本方針、その他重要事項について協議、決定する。

(会計)

第9条 協議会の運営に必要な経費は、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、神津島村産業観光課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。